

平成27年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会
活動報告書

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

平成28年6月

【目 次】

◇ 平成 27 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容 (P 2 ~ P 3 4)

1. 協議会の役割とその位置づけ等について (P 2 ~ P 3)
2. 平成 27 年度の協議会の活動方針の概要 (P 4)
3. 平成 27 年度の協議会の活動成果の概要 (P 5 ~ P 6)
4. 全体会の概要及び開催状況等について (P 7 ~ P 1 6)
5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について (P 1 7 ~ P 2 0)
6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 1 ~ P 2 4)
7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 5 ~ P 2 6)
8. 支援ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 7 ~ P 2 8)
9. しごと支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 9 ~ P 3 0)
10. こども支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 3 1 ~ P 3 4)

◇ 参考資料（表紙） (P 3 5)

1. サポートブック説明会（支援者向け）～ 説明会資料の抜粋 ～ (P 3 6 ~ P 4 7)
2. 基幹相談支援センターのあり方について（全体会提出案）(P 4 8 ~ P 5 8)
3. 協議会の設置要綱 (P 5 9 ~ P 6 2)
4. 協議会の傍聴に関する要領 (P 6 3 ~ P 6 4)

平成27年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活 動 内 容>

◇ 平成 27 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

1. 協議会の役割とその位置づけ等について

（1）役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

（2）位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていくことが必要である。

（3）協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方方で協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として取り組むべき課題について役割を果たすよう取り組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結する組織であることには限界があったといえる。

そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策について、本報告書を作成している。

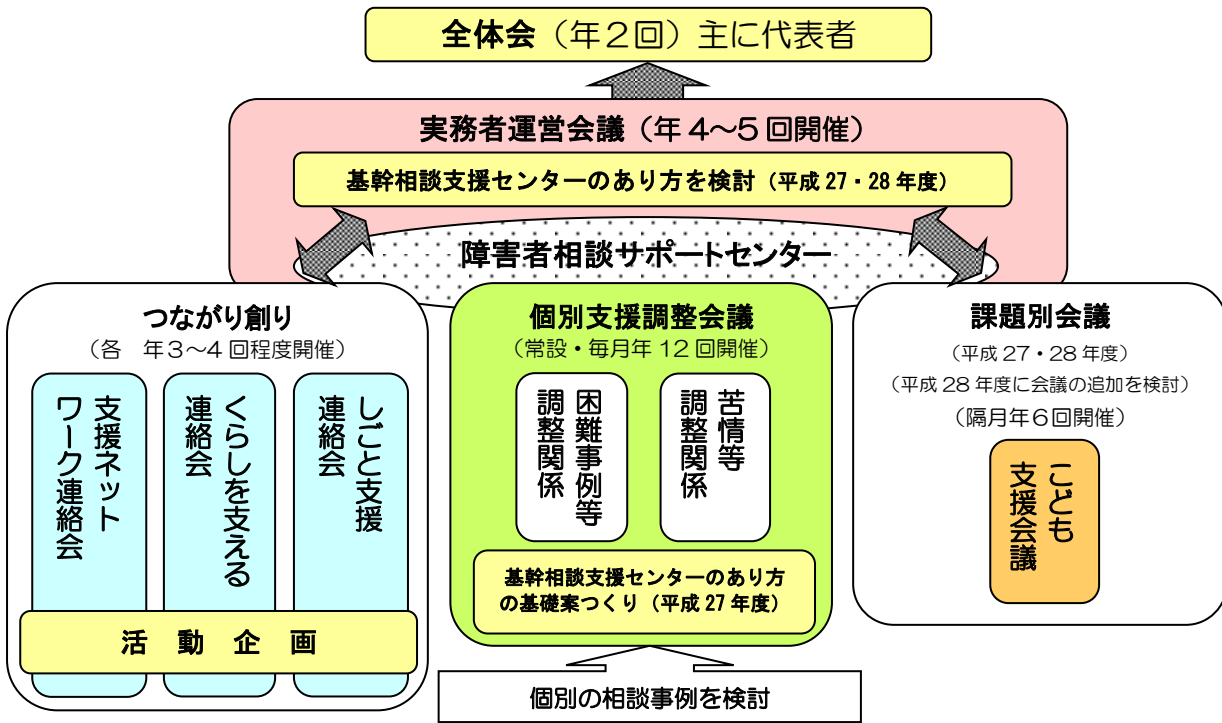
（4）協議会と市町村障害福祉計画との関係・・・市は協議会から意見聴取

平成 24 年 4 月 1 日の法改正により、「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされたため、第 4 期市町村障害福祉計画（計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間）の策定にあたって、平成 26 年 8 月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

なお、本市は、協議会等の意見も踏まえ、平成 27 年 2 月に同計画を策定している。

(5) 協議会の組織図

組織図



<全体会>
 個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>
 協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。また、各会議等からの意見を集約して、平成27・28年度に基幹相談支援センターのあり方を検討する。

<障害者相談サポートセンター（4委託相談事業所）>
 市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。更に、基幹相談支援センター事業を将来的に担える相談支援者を育成することを目的とする。

<つながり創り>
 障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

- **くらしを支える連絡会**は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。
- **支援ネットワーク連絡会**は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。
- **しごと支援連絡会**は、企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労に対する支援や受注機会の拡大などによる福祉的就労の場の充実について検討するとともに、地域の障害者就労施設と就労支援機関の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>
 個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。平成27年度は、引き続き、基幹相談支援センターのあり方について、実務者運営会議に提出する基礎案づくりを行う。

- **困難事例等調整関係**は、具体事例への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。
- **苦情等調整関係**は、利用者の苦情等を受けた相談支援事業所とサービス提供事業所との間に、障害福祉課が第三者役割を負うことで、より穏やかで前向きな解決調整を図る場とする。

<課題別会議>
 つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。⇒ こども支援の課題について、平成27・28年度に検討する。

→ **こども支援会議**は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法の検討や関係機関の役割の調整を行うことにより、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくりを目指す。

2. 平成27年度の協議会の活動方針の概要

- (1) 協議会は、平成25年度、平成26年度の2年間で1つの期として活動を行い、その結果、2年間の活動を踏まえて、平成27年度からは、**全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り（くらしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会、しごと支援連絡会）、課題別会議（こども支援会議）**を組織する。
- (2) 全体会は、年2回開催し、各連絡会や各会議からの報告等によって情報共有や意見交換を行い、地域のネットワークの構築、支援体制の整備に向けた協議及び『障害者の権利擁護』をテーマとした研修会を12月に実施する。
- (3) 実務者運営会議は、協議会の運営全般に関わり、各連絡会や各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を努めることを役割としているが、平成27年度、平成28年度については、**地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターのあり方について検討を行う。**
なお、開催回数については、年5回程度を想定しているが、基幹相談支援センターのあり方について集中的に検討をすることも考え、回数が増える可能性もある。
- (4) 平成25年度の活動報告書については、協議会の成果として広く関係機関で共有し、多くの人に周知、公開できるよう、**市のホームページに掲載しており、平成26年度の活動報告書についても、今後、市のホームページに掲載する予定。**

3. 平成27年度の協議会の活動成果の概要

【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

平成27年度の協議会の活動としては、全体会（2回、研修会1回）、実務者運営会議（事務局会議）（5回、活動企画2回、よこすか基幹支援センターのあり方検討会議3回）、個別支援調整会議（11回）、つながり創り連絡会として、くらしを支える連絡会（4回、活動企画2回）、支援ネットワーク連絡会（4回、コアメンバー会議2回、勉強会1回）及びしごと支援連絡会（3回）、課題別会議として、こども支援会議（6回、サポートブック説明会1回）を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備などについて協議した。

全体会では、個別支援調整会議で協議している**困難事例の内容**について、全体会に具体的な資料として提示し、**社会資源の課題として共有すべきではないか**、こども支援会議で取り組んでいる「サポートブック」を保護者等が作成するときに、**学校や放課後等デイサービスなどの福祉事業所が連携できると良いので**、これからモデル事業を進めていく中で考えてもらいたい、実務者運営会議で検討している「**基幹相談支援センターのあり方**」について、中立性と独立性だけでなく、「**公共性**」という考え方をに入れてほしい、などの意見が出された。

実務者運営会議では、「**基幹相談支援センターのあり方**」について、幅広く意見を聴くための活動企画を2回、「よこすか基幹支援センターのあり方検討会議」を3回開催し、具体的な検討を行った。

また、平成28年度の「課題別会議」については、「サポートブック」を使用したモデル事業を実施する必要があるため、引き続き、「こども支援会議」を設置することとした。

なお、各連絡会・各会議の具体的な活動成果については、次のとおり。

◇ 困難事例検討会議での事例の振り返り ◇

個別支援調整会議において、事例のどこが困難なのか、困難を解消するには今後どのような支援が必要なのかを検討した。

展開する工夫で事例提供者や会議参加者が似たような事例に遭遇した際の支援の視点やポイントを見いだせるような検討を行った。

また、主に平成27年度に実施した**困難事例検討の経過を含めた振り返り**も行い、困難事例について支援の内容や質の均一化を図った。

◇ 支援者が直面しているジレンマについて ◇

くらしを支える連絡会において、年間を通して、活動企画の開催を中心に、「**支援者が直面しているジレンマ**」をテーマにして活動を行った。

活動企画では、本人・家族・支援者など立場の違う参加者同士が、日々の生活や支援で感じているジレンマについて、活発な議論が行われ、本人の気持ちと支援者の気持ちのギャップ、制度の狭間で感じる支援の困難さなどが共有された。普段感じている気持ちを出す場所としての活動企画は初めてであり、グループディスカッションを進める中、ジレンマを共有することで安心感を得られたことが大きな収穫であった。

具体的な解決策までには至らないが、日々のジレンマを共有できて良かった、様々な立場の方の話が聞けて良かったとの意見が多かったため、ジレンマを出し合い共有することで、家族や支援者が元気になり、日々の支援の質の向上につながっていくと思われる。

◇ 個別支援計画とサービス等利用計画のリンクへの取り組み ◇

支援ネットワーク連絡会において、サービス提供事業所が作成する個別支援計画と相談支援事業所の作成するサービス等利用計画のリンクをテーマとして、相談支援事業所とサービス提供事業所の連携に関する現状の課題をまとめた。

また、個別支援計画とサービス等利用計画について、それぞれの計画の意義や関連性を周知することを目的に、横須賀市内のサービス提供事業所や相談支援事業所を対象に勉強会を企画・開催した。

◇ 福祉的就労の充実のための受注機会の拡大について ◇

しごと支援連絡会において、一般就労の充実だけでなく、「福祉的就労の充実」を課題に掲げ、受注機会拡大のためのプロジェクトを立ち上げ、官民共同でその目的のための方法と実践を検討していくこととした。

今後、事業所の製品、役務等を分かりやすく明示する方法などについて検討していくこととした。

◇ サポートブックモデル事業の実施について ◇

こども支援会議において、「関係機関での情報共有の仕組みづくり」「教育と福祉と家庭の連携・つながりづくり」といった継続課題を解決するため、「サポートブックモデル事業」に取り組んだ。

平成27年度については、「ライフステージが変わる児童」「福祉サービスを利用している児童（利用する可能性が高い児童）」を中心に、未就学児から高校生までの35名に、モデル事業に協力してもらった。

評価項目として、「サポートブックの使い勝手・記載内容」、「保護者の記入の負担・支援者等による協力の負担」、「活用場面、メリット・デメリット」等について、ライフステージごと（未就学 ⇒ 小・中・高 ⇒ 進路先）に、ヒアリングやアンケート等により検証を行った。

検証の結果、サポートブックの作成時や作成後に必要なフォロー（更新・見直しなど）ができる体制（仕組み）と活用場面（メリット）の積み上げが必要であることが明らかとなった。

このため、支援者側のサポートブックへの理解を深めていく必要性を感じたため、モデル事業に協力してくれている高等部卒業生の進路先の支援者向けに、サポートブック説明会を開催した（参考資料 P36～P47を参照）。

平成28年度についても、モデル事業に協力してくれた児童のフォローを中心に、引き続き、モデル事業を実施することとしている。

【市のホームページ等による情報発信】

平成25年度及び平成26年度の協議会の活動報告書や支援ネットワーク連絡会で作成したサービス等利用計画作成の周知のためのリーフレットなどを、市のホームページに掲載した。

4. 全体会の概要及び開催状況等について

【全体会の概要】

役割	個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。 障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。
回数	年2回
委員構成	横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、横須賀グループホーム連絡会、障害者施策検討連絡会、障害当事者（たけのこ会）、障害者相談サポートセンター、就労系サービス事業所、よこすか障害者就業・生活支援センター、横須賀商工会議所、横須賀市社会福祉協議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会、神奈川県立武山養護学校、横須賀市療育相談センター、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部こども青少年支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部障害福祉課
事務局	福祉部障害福祉課

【全体会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成27年 6月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> * 会長、副会長の選出 * 平成26年度 協議会活動報告について * 平成27年度の協議会の取り組みについて * 各連絡会・各会議の活動状況について * 障害者相談サポートセンターの活動報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 意見交換
研修会	平成27年 12月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> * 主に協議会を構成する地域の関係機関の職員を対象にした「障害者の権利擁護」の研修会を実施 <p><テーマ> 障害者が働く現場から考える権利擁護とは</p> <ul style="list-style-type: none"> * 就労という分野に特化して、「障害者が働く現場から考える権利擁護」の現状と課題を、各支援機関（就労支援機関、就労継続支援B型事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、行政）の立場から、パネルディスカッションを行った。 * 具体的な取り組みや事例の紹介を通して、各現場での日常的な支援の振り返りのきっかけを与えることを目指した。
第2回	平成28年 3月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動報告について * 権利擁護研修会の報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 基幹相談支援センターのあり方について * 平成28年度の協議会の組織（案）について * 意見交換

【全体会での主な意見など】

	内 容
第1回	<p>＜平成26年度の協議会の活動報告について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援調整会議の内容、特に困難事例がどういった内容なのか関心がある。困難事例の具体的な資料等を見せてもらうことはできないか。 個人情報の問題はあるかもしれないが、全体会の委員として、大事な部分を把握しておきたいので、できる範囲でよいので、検討してもらいたい。 ○ 福祉サービスを利用するにあたって、何が課題なのか、つまり、社会資源としての不足性なのか、本人の障害状況が福祉サービスにマッチングしない状況にあるのか等、私達が話すべきは、個人のケースカンファレンスではなくて、その人を通じた社会資源のあり方をどう考えていくかということではないか。 その上で困難事例としてのフィルターを通じた結果、社会資源としての課題を共有できたらいいと思う。 <p>＜基幹相談支援センターのあり方の検討方法について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターの国の要綱では、今あるサポートセンターの現状と、どこがどう違うのか必ずしも明確ではない。やはり、障害者にとって分かりやすいものでなければいけないと思う。まず、どういう役割を持つものか、明確に出していった方がよい。 ○ 相談支援事業という観点で見れば、なるべく身近なところで相談できることが、いちばん理想的。障害者側から見ると、ピラミッドの頂点に基幹相談支援センターがあって、次にサポートセンターがあり、次に指定相談支援事業所がある、という形を作ったとしても、どこに相談に行けば良いか非常に迷うのではないか。 ○ 現在のサポートセンターや指定相談支援事業所ができないことを、基幹相談支援センターがやる、と明確に打ち出した方が、おそらく、このセンターの価値がでてくるのではないか。 資料にある通り、予算が段階的に組まれるということであれば、何もかもやるのではなくて、とにかく最初は役割を絞り込んで、現状でできないことだけを基幹相談支援センターが受け持つという形であれば、障害者にとっても分かりやすい。 ○ 障害者にとって相談と言ったら、まず行くのはやはり身近なところ。これを守ってあげないと、障害者にとっては非常に窮屈な状況になってしまう。その点を考慮してほしい。 ○ 横須賀市の相談支援は、他市町村に比べると成り立ちの問題が大きい。相談支援事業所としてのバックに精神障害、身体障害、知的障害とあると、構造的にどうしてもその障害に寄った形になってきてしまう。 今後の横須賀市の相談支援体制を考えると、基幹型や委託型という相談支援事業所というのは、福祉サービス事業から独立した形で事業所を構えて、3障害を受けていくことを目指すことが必要。 ○ 法律的な制度上の解釈が、基幹型の相談支援事業所は、地域の相談支援事業所の中核的な位置づけを成せということであれば、福祉サービス事業からは独立しているということは明らか。 ただ、中核的な独立した事業という形で立ち上げていくとなると、ある程度の場所や予算立て等、何かしら立ち上げていくための仕組みを考える必要がある。 ○ イメージとして、3障害、中核的な、というものがあっても、ではどのようにやっていくのかということ、方法が見えない。いくつか提案があったが、明らかなのは、お金がなくて手弁当だけではできないということ。 何らかのバックアップか、何らかの予算措置、行政が運営に入る等、ベースとなるものが無ければ、難しい。 ○ 相談支援というのは、福祉サービスを利用するためのひとつのツールや手段だが、今は、相談支援は、福祉サービスを利用するための福祉サービスとして立ち上がっていかないと、仕組みとして難しいのではないか。予算的なことも含めてまだまだ課題はあると思うが、福祉サービスとしての形を描いていけると良い。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昔は措置権があったので、行政が相談機能も全て行っていた。今はサービス事業として民間に業務委託している。委託とはいえ、行政と役割分担するのではなくて、一体化していないと、相談は機能しないのではないか。 ○ 事業体としての基幹相談支援センターを考えるのか、協議体としてなのかを考えるのかで、ずいぶん違うと思う。 委託内容もサポートセンターで違いがあるし、当初業務ではなかった計画相談もやっている。委託料の問題も大きい。 やはり、行政がしっかり基幹相談支援センターに関してお金をつけて考えるかどうかという事は、非常に大きな問題である。 ○ 協議会で意見は出たけれど、予算がつかなかったということで、ひっくり返ることがないようにして、その上で我々に振ってほしい。中身は、またいろいろ作っていけば良い。
<p>第2回</p>	<p><各会議の活動報告について></p> <p>[個別支援調整会議の報告について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の全体会で、個別支援調整会議の困難事例について具体的な資料を提供してほしいと伝えたところ、事務局から検討してみるという返答があったと記憶しているが、その件についてはどうなったのか。 <p>～ 個別支援調整会議 コーディネーターより ～</p> <p>どのような形で出すのが良いか事務局と十分に検討ができず、今回用意ができなかった。具体的な事例に関しては、困難事例ということもあり、事例の特定ができる形で出すのは難しいと思っている。ただ、それぞれの事例にどのような課題があって、どのような解決策が話し合われていたかはある程度は出せる。出し方を事務局と検討して提出できるようにしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの会議が大事だが、個別支援調整会議の抱えている問題というものを、なるべく全体会の委員は理解しておいた方が良いと思う。今後の検討課題としてお願いしたい。 <p>[しごと支援連絡会の報告について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ しごと支援会議の平成 28 年度の活動（案）で、「保護者への横須賀市の就労支援の周知」とあるが、具体的なイメージはあるのか？ <p>～ しごと支援連絡会 連絡会長より ～</p> <p>就労について支援者側が前向きでも、保護者側が積極的になれないなど、温度差がある。就職について、保護者にもイメージを持ってもらえることができたということ、出た意見である。平成 28 年度のしごと支援連絡会で具体的にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校を卒業間近でも進路が決まっていな人もいる。こども達が働く、就職するという事に対して夢やイメージを持ちきれていないと感じる。 保護者を含め、若い世代の人が働くということで、横須賀市内にはこういう事業所がある、こういう働き方がある、ということ、次のステップとして紹介できるものがあると良い。 働くということに夢が持てるようなことを情報発信してほしい。そうすることで、全体的には、一般就労や働くという環境に身を置く人が増えていくのではないか。 <p>～ しごと支援連絡会 連絡会長より ～</p> <p>発信という面ではまだまだできていない部分がある。卒業時点で就職が決まっていなという相談も受ける。 学校と連携を取りながら発信できることを、しごと支援連絡会の中で議論できればと思う。</p>

【こども支援会議の報告について】

- こども支援会議の平成 28 年度のモデル事業の展開（予定）の中で、「ライフステージが移る時の引き継ぎ資料・参考資料としての検証」、「サポートブック（本人・保護者）を中心にして支援会議を開催」とあるが、今、学校と放課後等デイサービスを行っている事業所の連携が足りないと思っている。作る時に学校だけ、福祉事業所だけが関わって作るのではなく、作る時にも連携の場があれば良い。これから進めていく中で考えていただきたい。

～ こども支援会議 座長より ～

作る時には、保護者、ご父兄に書いていただくことを前提に進めていこうと考えている。ただ、家庭環境等で書くことが難しい方もいる。そういった場合には、学校でも、相談支援事業所でも、福祉事業所でも、関係している機関が、なるべく手伝って作ってほしいというスタンスを、今のところ皆さんにはお伝えしている。

平成 29 年度以降にサポートブックが本稼働することに向けて、関係している方が皆で作っていただける雰囲気、どういう風につくることができるのかを考えている。

保護者の方が心配されるようなことを、なるべく、中の要素に取り入れて、皆で作ってほしい、市を挙げて作ってほしいものを目指したい。

- サポートブックは、将来的には、こども達が大人になってからも使うものだと思うが、これは横須賀市のフォーマルな仕組みになっていくのか。

親亡き後をどうするかということで、全国的にもいろいろな団体がいろいろな書式を使いながらやっている。

平成 28 年度まではモデル事業だとしても、成人してから何を使おうかといった時に、横須賀で、市としてのフォーマルな物ができていくと、家族もありがたいと思う。

～ こども支援会議 座長より ～

こども支援会議なので、こども中心でモデル事業を行っているが、将来的には大人へとつながっていくので、大人も使えれば良いということは、前提として入っている。

ただ、急に範囲を広げてしまうと、対象者が絞りにくく、検討が難しくなってしまうので、あくまでも、こども支援会議で検討するというところで話をしている。

サポートブックを書くことは、少なからず保護者の手間になる。それが無駄にならないようにするには、書いたことによるメリットがないと続かない。

今後、例えばアセスメントやウィークリープラン等、中身の様式を他に代用できないか、統一様式にならないかという検討も、皆で協力して行っていきたい。

- 移動支援を利用されているお子様のサポートブックをお借りした。いつもなら聞き取りを行わなければならない内容も、記録があって事業所としても大変助かった。

大人の相談支援を受けていると、記憶があいまいになっている部分もあるので、様々な事業所がお手伝いをして、その方にとっての今後のサポートとしてつながっていくと良い。

その基礎になる良いものができて良かったと思っている。

～ こども支援会議 座長より ～

足りない部分があればご意見をいただきたい。

サポートブックは記入するとその方の 5～6 割がわかるような内容になっていて、最低限の共通項目は補えるようになっている。足りない部分は補完できるように、ファイル形式を考えている。更新については、人によって変わってくる部分もあるので、今後の課題である。

<基幹相談支援センターのあり方について>

- 業務内容が非常に高いレベルで計画されていることがよく分かる。それに伴う運営上の予算がどこまで取れるかという問題はあるが、それは段階的に行えば何とか解消できると思う。

基幹相談支援センターで、最も心配なのは、上下関係が出てくるかもしれないということ。ある程度は、やむを得ないが、上下関係というのは障害者福祉には根本的に合わないことだ。

やはり、何をやるにしても、上下関係はなるべく避けて、横のつながりを重視してやってほしい。

基幹相談支援センターが、全てをやるという考えではなくて、今ある相談支援事業所の持っている力を最大限に活かすというやり方で行ってほしい。

強いて言えば、これが障害当事者の生活しやすい社会を作っていくことになる。

- 資料の中にある「中立性と独立性」だが、基幹相談支援センターのあり方を考えるときに、公共性を是非いれてほしい。それが求められることもあるのではないかと。
また、例えば、ケースワーカーとして仕事をしたときに、障害当事者との関係の安定性あるいは継続性ということも必要だと思う。
プロポーザルということなので、事業の性格としてそういったことも考えた基幹相談支援センターの決め方をしてほしい。
それから、そこで勤務する人の身分や給与、事業の発展性という機能も併せ持った基幹相談支援センターであってほしい。事業の性格として盛り込んでいただけたらと思う。
- 資料の中のイメージ図を見ると、やはり上下関係を感じる。上から下へ流れるイメージ。皆が期待しているのは、基幹相談支援センターができることによって、多重性や連携性の中に、横須賀市内における障害福祉サービスがどのように展開していくかだ。
それがイメージできるような図や絵柄のメッセージの方が理解しやすいのではないかと。
「唯一の総合相談窓口」との表記があるが、ここがひとつの登竜門といった感じを受ける。
そうではなくて、実際は身近にある相談支援事業所が一番近いところで受けて、そこで困難な人達を支えていくのが基幹相談支援センターであって、最終的には、セーフティネットとして行政も支える、というインパクトがあった方が、一般市民にもわかりやすいのではないかと。
- 資料の中の「中立性・独立性」については、運営法人の選定と評価の項目の部分で、市内の事業者限定する等が挙げられているのに、ここへきて、中立性、独立性と言われると、すごく違和感がある。
公共性の方が大事であって、このような中立性、独立性がある組織ができるのか疑問だ。
- 横須賀市の障害福祉のあり方といったときに、基幹相談支援センターと連携する行政組織、こども・大人・高齢者の部分がうまく連携できるようなものを、その中に位置づけて欲しい。
例えば、障害福祉サービスと介護保険のサービスでは、同じ1人の人が支援を受けていく。制度がぱっと変わった時に、その制度の代わりに部分について、地域でどう支えていくのかは、それぞれの地域で考えていくことができるのではないかと。
そこも踏まえて、基幹相談支援センターを議論していく時には、行政の組織も含めて議論して欲しい。
- まず、「総合的・専門的な相談支援の実施」という部分で、大それた相談をたくさん受けるのだろうというイメージがある。その中で、相談の内容によって関係各機関へつなげていくということが記載されているが、相談の内容によってつないでいくという部分で、今後、それぞれの機関の役割が次の段階として出てくるのではないかと。
こういった相談内容が、各機関へつないでいく内容なのかという部分がはっきりしないと、基幹相談支援センターの相談内容というのが見えてこない。
もうひとつは、資料の中で分からなかったのが、「市の権限」という部分。ここでの市の権限とは何か。

～ 事務局より ～
この表現は何回か意見をいただいた中で変わっている。基幹相談支援センターという行政でもないところが、権限を持って何かをできるのかという意見があった。
ここでいう市の権限とは、市が責任を持ってだとか、市が責任を持ってバックアップをする、というニュアンスである。
今、行政の権限として、明確に言えるところは、虐待に対する権限や成年後見の権限、サービスの調整が必要な場合、いわゆる措置の時代のケースワーク、あとは法律に基づいた市の権限というところだと思う。
それらも含むかもしれないが、意味合いとしては責任を持って、ということである。
ただ、表現としては難しく、責任という言葉よりも強い意味を持ってほしいという意見が出たので、権限という言葉になっている。
- 親亡き後に、基幹相談支援センターがサポートブックなどの資料を一括して預かる場所であると、親としては安心できる。
人によって使うサービスなどは様々だが、最終的にいろいろなことを調整するところとして、預かってくれる場所であってほしい。

- 現実的な部分で、今サポートセンターに相談に来ている、計画相談に関わらない人やひきこもりで他にどこともつながっていない人を、基幹相談支援センターが立ち上がったときにどうするのか、これからの議論の中身になっていくと思う。

職員が基幹相談支援センターに移ったとして、その人達はそのまま単純に移行できるのか。

引き継ぎの部分をかなり丁寧にやらないと、根本的な部分で、総合的・専門的な相談支援には結びつかない。これから運営方法などの議論に移っていくと思うが、実際の利用者の動きもイメージしながら検討をして意見をいただけると良い。

- 資料の中で、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所等の「3つの役割を併せ持つ」とあるのに、その下に、業務の内容や必要な人員に関して、「明確に区分していく」とある。

仕様書の中で分ける方が難しいのではないか。一体的な中身が、これまで機能として挙げられているものと理解した方が良いのではないか。

～ 事務局より ～

基幹相談支援センターという名前にはなるかもしれないが、形としては、4つを統合した1つの委託相談支援事業所があって、そこに、研修機能等の役割が上乗せされている。

役割としてはそうなるが、それがごちゃ混ぜになってしまうと、本来やるべきことができなくなるのではないかという意見があった。

基幹相談支援センターとしては、3つの役割を併せ持つが、実際に働く人や運営体制については、委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の計画を作る役割、研修機能等の基幹相談支援センターの役割を切り分けて運営できるようにしないと、ぐちゃぐちゃになってしまうのではないかということであった。

資料の中でも、総合相談窓口などの委託相談支援事業所の本来の業務であろうというものと研修の実施などの基幹相談支援センターの機能と考えられるもの、計画相談の作成などの指定特定相談支援事業所の業務などを整理している。

このようにして、うまく業務が分けられないかと思う。

- 資料の中の「委託料の積算の基本的な考え方」の部分について、基本的というからは、仕様書の原点となるようなことなのか。

人件費など、ここまで踏み込んで基本的に職員を揃えなさいというような、基幹相談支援センターを作るときの必須事項になってくる内容なのか。

～ 事務局より ～

この協議会で出ている案が、このままの形で事業計画として作られるものではない。

ただ、これぐらいの人数が必要といった中で、数字が入っていないと案として出しようがないので、出す形にはしたい。

本当に数字通り実現できるかについては、市で事業計画を作るときに、また、関係者の皆様からご意見をいただいて作っていくことになるかと思う。

【研修会（障害者の権利擁護研修会）の概要】

＜目 的＞ 障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス事業所等に携わる職員を対象に、障害者に対する権利擁護について正しい知識と意識の高揚を図るために、障害者の権利擁護にかかるシンポジウムを開催した。

＜開催日時＞ 平成27年12月7日（月） 18時から19時50分

＜開催場所＞ ヴェルクよこすか 6階 ホール

＜参加者＞ 97名（前回は98名）

＜対象者＞ 市内の障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス事業所、指定相談事業所等の職員、養護学校、行政職員、企業等、障害とくらしの支援協議会委員

＜研修内容＞ パネルディスカッション
* 各支援機関の事業紹介と取り組み
* 事例紹介
* その他

＜講 師＞ ○ コーディネーター
* 社会福祉法人 みなと舎
ライフゆう スーパーバイザー 小野 克彦 氏

○ パネリスト
* 社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団
よこすか障害者就業・生活支援センター 主査 後藤 由紀夫 氏

* 社会福祉法人 横須賀基督教社会館
田浦障害者地域リハビリセンター 施設長 金子 真奈美 氏

* 社会福祉法人 清光会
就労継続支援B型事業所 清光園 事業部長 秋津 大希 氏

* 横須賀市 福祉部 障害福祉課
地域生活支援係 係長 松上 剛

＜概 要＞

◇ 各パネリストからの発表（一部抜粋） ◇

【よこすか障害者就業・生活支援センター 後藤主査】

- ・センターの概要説明
- ・平成28年4月以降の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正について
 - ⇒ 雇用の分野での障害者差別を禁止
 - ※ 募集、採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関する場面で、障害者であることを理由に障害のある方を排除することは禁止されている。
 - ⇒ 雇用分野での合理的配慮の提供義務
 - ※ 面接時に就労支援機関の職員等の同席を認めること。
 - ※ 出退勤時間、休暇、通院、体調に配慮すること。
 - ※ 本人の状況を見ながら業務量等を調整すること。

- ・事例は、家族が本人の給料や障害基礎年金をあてにしているため、あんしんセンターを利用しながら支援しているケースと、雇用主の言動に不安を感じたため、ハローワーク等の支援機関が入り、調整したケースなどを紹介した。

【田浦障害者地域リハビリセンター 金子施設長】

- ・事業所の概要説明。
- ・取り組みとして、必要な情報の提供を行い、合理的配慮を求めている。また、他機関とも連携し、職能評価を受け、適性を見極めて、年金や傷病手当など制度の説明を行っている。
- ・事例は、脳出血による左片麻痺がある利用者で通所開始当初より会社と連携し、通勤訓練や産業医との面談、半日勤務を通してのできること、できないことの見極めを行い、復職につながったケースと、高次脳機能障害がある利用者で会社との連携がなかなか進まず、退職に至り、最終的に就労継続支援A型事業所の利用につながったケースなどを紹介した。

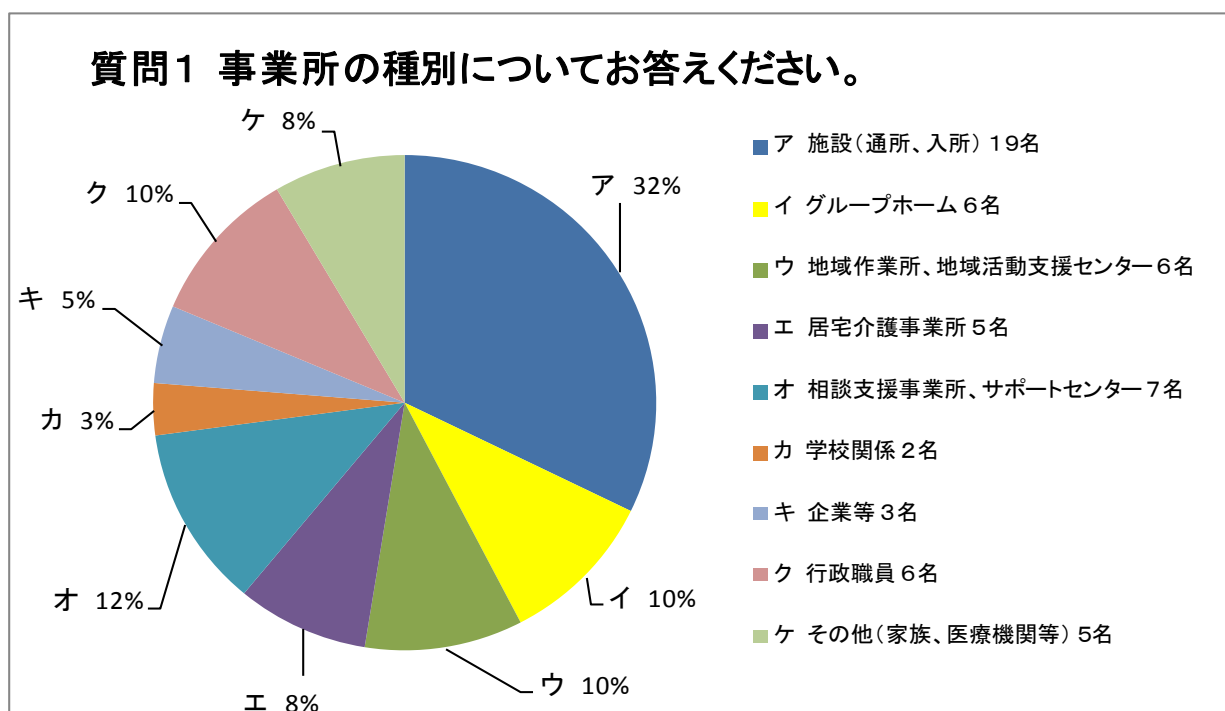
【清光園 秋津事業部長】

- ・事業所の概要説明。
- ・取り組みとして、作業は利用者自らが洗濯科、軽作業科、パン科の3つの活動班から選べるよう、アンケートを実施した。実習期間等も利用者自身が決め、納得するまで行っている。また、仕事以外にも余暇の充実ができるよう、行事会や旅行など希望に沿って行っている。
- ・課題としては、年齢的に体力が衰えてきてしまい、今の仕事を継続することが難しい方と、若くて元気で就職を目指そうとしている方との共存。

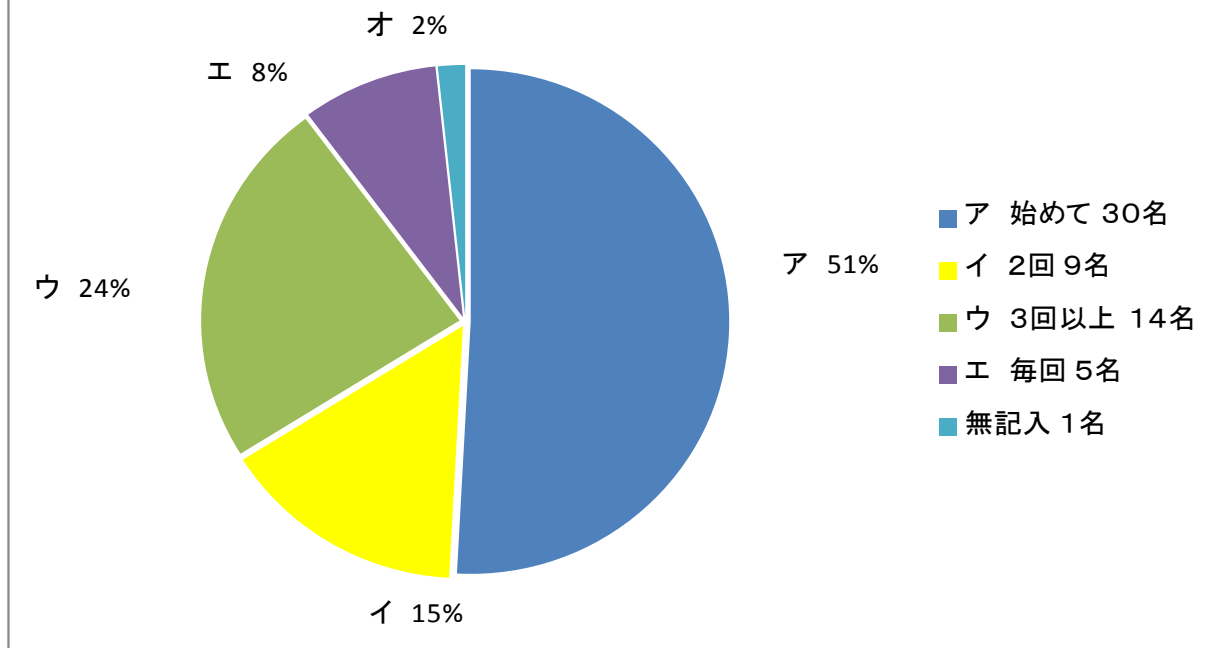
【障害福祉課 松上係長】

- ・障害者虐待防止法が施行されて3年が経過した。
- ・国、神奈川県、横須賀市の障害者虐待の状況について報告。なお、国、神奈川県については、平成26年度の報告が間に合わなかったため、平成25年度の数値のまま報告を行った。

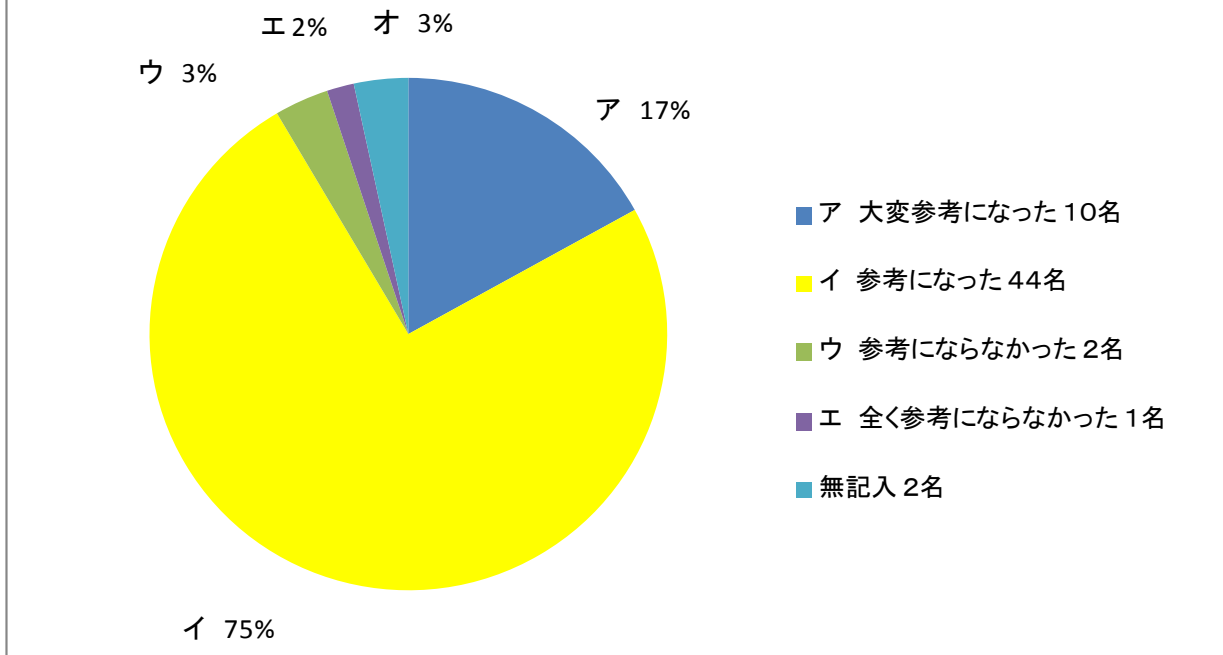
◇ 研修会アンケート結果 ◇ 参加者97名中、アンケート回収数59枚（回収率61%）



質問2 参加回数についてお答えください。



質問3 研修会の内容等についてご回答ください。



● 質問3の理由（一部抜粋）

- ・ 就労についての権利擁護の話は初めてで貴重だった。面接の動向や就労援助センターでないと直接やりとりできないことや、傷病手当という言葉など初めて知った。
- ・ 具体的事例が多く、参考になるものだった。
- ・ 他種の事例を多く聴くことができ、情報の共有化ということではすごく参考になった。
- ・ パネリストの方からの情報や、具体的な事例についてもっと話してほしかった。
- ・ 障害者の就労に対する注意点が事例を聞くことで理解しやすかった。
- ・ 就労の側から見た権利擁護の話だけでなく、多方面の話があり、興味深かった。小野氏のコーディネーター役も上手く、難しい内容をやわらかくして下さっていたように思う。

【質問4】 本日のシンポジウムを聞いて、各事業所からの事例や取り組みなど、気になる内容などありましたら、記載をお願いします。

● **質問4に対する意見など（一部抜粋）**

- ・ 田浦障害者地域リハビリセンターの取り組み内容を知ることができて良かった。清光園の利用者が仕事を選べる＝自信を持って働ける事だと思う。
- ・ 田浦障害者地域リハビリセンターの話は聞く機会がなかった内容で良かった。中途障害者については普段あまり考えることが少ない。
- ・ 親と生活を共にしているご本人と金銭のあり方、就労することと、生活をするをどう連携し、支えていくか。
- ・ ジョブコーチの取り組みについて知りたい。
- ・ 企業からの視点も詳しく聞きたかった。

【質問5】 本日のシンポジウムを聞いて、障害者の権利擁護のためには、今後どのような取り組みが必要と考えましたか？ご自由にご記入ください。

● **質問5に対する意見など（一部抜粋）**

- ・ 権利擁護の為の過剰な合理的配慮をしないように気をつけなければならない。
- ・ 小野氏が話されていた、声が当たり前に出てくるような仕組みがあると良いと思った。
- ・ 本日のような研修会、セミナーなどによる意識の啓発が必要。
- ・ 当事者、当事者家族、事業所職員、企業関係者などの意見交換会や、企業関係者を集めた研修が必要なのではないか。
- ・ より多くの方々に、様々な障害があることを知ってもらうことが必要。
特に福祉の世界（業界・働く場）にも光を当てて、魅力のある生き生きと働ける職場になることが、引いては利用者へゆったりとした気持ちで支援をする姿勢が生まれるのだと思う。

【質問6】 今後、研修会で取り上げてもらいたいテーマがありましたら、ご記入ください。

● **質問6に対する意見など（一部抜粋）**

- ・ 地域内の皆の顔が見える関係作りとなるように、地域でつながって障害者を支えていけるよう、様々な関係者が集まれる場を提供してほしい。
- ・ 事業主を呼んで、雇用の場での事例を聞きたい。業務上必要な指導と虐待の線引きは？
- ・ 保護者の高齢化への対応について。
- ・ 雇用者側の事例や意見も聞いてみたい。
養護者、支援者の側に虐待という認識はなく、しつけや教育というつもりで行われている場合もあると思うので、たくさんの事例を聞いて学びたい。特に経済的虐待について。

【質問7】 本日のシンポジウムを聞いて考えたことなど自由にご記入ください。

● **質問7に対する意見など（一部抜粋）**

- ・ 権利擁護というのはどういうことなのか。あらためて、難しいと感じた。虐待ということだけではなく、本人の意志の尊重、人としての尊厳を守るというのはどういうことなのか、考えさせられた。
- ・ 年に一度、権利擁護について振り返る機会があり、とても良い時間になっている。
- ・ 福祉関係者だけでなく、企業向けに同じような形でやってみたらどうか。
- ・ 田浦リハビリセンターの話からの雇用のあり方など考えさせられた。
小野氏の言われた通り、様々な選択肢があって働くということの意味や、ワークシェアなど、社会の枠を柔軟にしていく必要があると感じた。

5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について

【実務者運営会議（事務局会議）の概要】

役割	協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。 平成 27・28 年度は、各会議等からの意見を集約して、基幹相談支援センターのあり方を検討する。
回数	年 5 回 ※ 活動企画 2 回 ※ よこすか基幹支援センターのあり方検討会議 3 回
委員構成	全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 コーディネーター・副コーディネーター、くらしを支える連絡会 会長・副会長、支援ネットワーク連絡会 会長・副会長、しごと支援連絡会 会長・副会長、こども支援会議 座長・副座長、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、障害者相談サポートセンター
事務局	健康部保健所健康づくり課、福祉部障害福祉課

【実務者運営会議（事務局会議）の開催状況】

	開催日	内 容
第1回事務局会議	平成27年 5月7日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度の協議会スケジュールについて * サービス等利用計画等の進捗状況について * 基幹相談支援センターのあり方の検討方法について
第2回事務局会議	平成27年 6月9日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * 平成26年度 協議会活動報告書（案）について * 障害者相談サポートセンターの活動報告について * 平成27年度 協議会の取り組み（案）について * 平成27年度 第1回全体会の議題について * 基幹相談支援センターのあり方の検討方法について
第1回活動企画	平成27年 8月27日（木）	<p><テーマ> 相談支援の現状及び課題と基幹相談支援センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> * 相談支援を行っている人、受けている人、双方の立場から話をしてもらい、相談支援の現状を情報共有するとともに、市から基幹相談支援センターの役割や課題についての説明を受けることにより、基幹相談支援センターに対する基本的な理解を深めた。
第1回実務者運営会議	平成27年 9月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> * 委員長、副委員長の選出 * 各連絡会・各会議の活動状況について * 基幹相談支援センターのあり方の検討方法について * サービス等利用計画等の進捗状況について
第1回あり方検討会議	平成27年 10月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * （仮称）基幹相談支援センターのあり方検討会議の名称の確定 * 基幹相談支援センターのあり方の検討方法とスケジュール * 相談支援の現状及び課題と基幹相談支援センター * 基幹相談支援センターにおける重視すべき役割（機能）の検討 * 基幹相談支援センターの基本類型の比較
第2回活動企画	平成27年 11月13日（金）	<p><テーマ> 基幹相談支援センターのあり方について ～ 重視すべき機能と取り組むべき課題 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 基幹相談支援センターの役割（機能）や基本類型、関係団体からの意見などを情報提供した後、① よこすかの基幹相談支援センターに求める機能、② 基本類型について、グループディスカッションを行った。
第2回あり方検討会議	平成27年 11月25日（水）	<ul style="list-style-type: none"> * 第2回活動企画で挙げられた意見 * 重視すべき役割（機能） * 基本類型・職員配置・委託料・運営方法等

第3回 あり方 検討会議	平成27年 12月10日（木）	* 基幹相談支援センターのあり方の原案 * 今後のスケジュール
第2回 実務者 運営会議	平成28年 1月7日（木）	* 各連絡会・各会議の活動状況について * 基幹相談支援センターのあり方について * 障害者の権利擁護研修会の報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について
第3回 実務者 運営会議	平成28年 3月11日（金）	* 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 基幹相談支援センターのあり方の原案（全体会提出案）について * 平成28年度の協議会の組織（案）について * 平成27年度 第2回全体会の内容について

※ 第1回 全体会 の開催（平成27年6月23日 火曜日）以後、実務者運営会議として活動

※ 平成27年度は、「基幹相談支援センターのあり方の原案」を作成するための具体的な検討を行うため、実務者運営会議の中のプロジェクトチーム会議として、実務者運営会議の委員以外の関係者も出席する「よこすか基幹支援センターのあり方検討会議（あり方検討会議）」（全3回）を開催した。

【実務者運営会議での主な決定事項 及び 活動内容】

- * 平成28年度の「課題別会議」については、サポートブック（障害のある児童の支援に係る情報共有ツール）を使用したモデル事業を実施する必要があるため、引き続き「こども支援会議」を設置することとした。
- * 平成27年度の実務者運営会議については、「基幹相談支援センターのあり方の検討」が目立った活動となった。事務局会議を2回、実務者運営会議を3回、よこすか基幹支援センターのあり方検討会議を3回、基幹相談支援センターに関する活動企画を2回開催し、活発な議論を行った。

◇ 基幹相談支援センターのあり方の検討について ◇

<検討方法の概要>

- * 実務者運営会議を中心に検討し、全体会での承認を得て、障害とくらしの支援協議会として、市に対し、「基幹相談支援センターのあり方についての意見（協議会からの意見）」を提出する。
- * 市は、「協議会からの意見」の提出を受け、基幹相談支援センターの事業計画を作成する。
- * 実務者運営会議での検討にあたっては、関係機関や関係者から意見聴取を行う。
 - ⇒ 個別支援調整会議から基礎案の提出を受ける。
 - ⇒ 障害関係施設協議会と障害者施策検討連絡会から文書にて意見を聴取する。
 - ⇒ 実務者運営会議が主催する活動企画を2回開催（8月と11月）し、広く関係者の意見を聴く機会を設ける。
 - ⇒ プロジェクトチーム会議として「よこすか基幹相談支援センターのあり方検討会議」を設置し、個別支援調整会議から提出された基礎案（基礎案）と基礎案に対して実務者運営会議の事務局が作成した対案（対案）を比較しながら、関係機関や関係者等からの意見を踏まえて、具体的な検討を行う。

[基礎案の特徴]

～ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の3層構造 ～

- * 現在の4つの障害者相談サポートセンター（委託相談支援事業所）は維持し、新たな委託相談支援事業所を1か所設置する。市内を5地域に分け、各事業所が担当地域の総合相談窓口の役割を担う。

- * 5つの委託相談支援事業所のうちの1か所に、基幹相談支援センターの機能を追加し、基幹相談支援センターとしての運営を委託する。

[基礎案に対する対案の特徴]

～ 基幹相談支援センター（委託相談支援事業所）、指定特定相談支援事業所の2層構造 ～

- * 既存の4つの障害者相談サポートセンター（委託相談支援事業所）を、市内全域を対象区域とする1つの委託相談支援事業所に統合し、基幹相談支援センターの機能を上乗せして委託する。

<検討スケジュール>

[平成27年度]

- * 平成27年5月7日（木） 第1回 事務局会議
⇒ 基幹相談支援センターの検討方法（意見聴取の方法など）の検討
- * 平成27年6月9日（火） 第2回 事務局会議
⇒ 基幹相談支援センターの検討方法（活動企画の開催方法など）の検討
- * 平成27年6月23日（火） 第1回 全体会
⇒ 基幹相談支援センターの検討方法の説明
- * 平成27年8月27日（木） 第1回 活動企画の開催（基本的な理解を深める）

<第1回活動企画> 8月27日（木） 18時～20時15分 ヴェルクよこすか6階 ホール

【目的】 基幹相談支援センターについて、基本的な理解を深める

【テーマ】 相談支援の現状及び課題と基幹相談支援センターについて

【内容】 相談支援を行っている人、受けている人、双方の立場から話をしてもらい、相談支援の現状を情報共有するとともに、市から基幹相談支援センターの役割や課題についての説明を受けることにより、基幹相談支援センターに対する基本的な理解を深めた。

- * 平成27年9月 個別支援調整会議が実務者運営会議に**基礎案提出**
⇒ **事務局が個別支援調整会議の基礎案に対する対案を提出**
障害関係施設協議会から文書にて意見聴取
障害者施策検討連絡会から文書にて意見聴取
- * 平成27年9月30日（水） 第1回 実務者運営会議
⇒ **よこすか基幹支援センターのあり方検討会議**の設置及び検討方法の検討

○ 基幹相談支援センターの原案作成の検討にあたっては、実務者運営会議の中のプロジェクトチーム会議として、実務者運営会議の委員以外の関係者も出席する「よこすか基幹相談支援センターのあり方検討会議（あり方検討会議）」（全3回）を開催することとした。

⇒ **実務者運営会議の委員14名+次の10名 ⇒ 合計24名**

- * 障害関係施設協議会3名、障害者施策検討連絡会3名、療育関係機関1名（横須賀市療育相談センター）、児童系サービス1名（こどもひろば風）、教育関係機関2名（県立武山養護学校1名と市立養護学校1名）

- * 平成 27 年 10 月 29 日（木） **第 1 回 あり方検討会議**
⇒ 基幹相談支援センターにおける重視すべき役割（機能）の検討 など
- * 平成 27 年 11 月 13 日（金） **第 2 回活動企画の開催（役割や基本類型についての意見聴取）**

<第 2 回活動企画> 11 月 13 日（金） 18 時～20 時 20 分 ヴェルクよこすか 6 階 ホール

【目的】 基幹相談支援センターのあり方について、参加者から様々な意見をもらう

【テーマ】 基幹相談支援センターのあり方について ～ 重視すべき機能と取り組むべき課題 ～

【内容】 基幹相談支援センターの役割（機能）や基本類型、関係団体からの意見などを情報提供した後、
① よこすかの基幹相談支援センターに求める機能、② 基本類型について、
グループディスカッションを行った。

- * 平成 27 年 11 月 25 日（水） **第 2 回 あり方検討会議**
⇒ 第 2 回活動企画で出された意見の検討、重視すべき項目の確定 など
- * 平成 27 年 12 月 10 日（木） **第 3 回 あり方検討会議**
⇒ 基本類型や運営に関する基本事項など、基幹相談支援センターのあり方の原案の大枠の確定
- * 平成 28 年 1 月 7 日（木） **第 2 回 実務者運営会議**
⇒ 基幹相談支援センターのあり方の原案の作成
- * 平成 28 年 1 月～3 月 協議会の各連絡会等からの意見聴取
⇒ 基幹相談支援センターのあり方の原案の説明と意見聴取
- * 平成 28 年 3 月 11 日（金） **第 3 回 実務者運営会議**
⇒ 基幹相談支援センターのあり方の原案の修正 及び 全体会提出案の検討
- * 平成 28 年 3 月 30 日（水） **第 2 回 全体会**
⇒ 全体会提出案（参考資料 P48～P58 を参照）に対する意見聴取

[平成 28 年度]

- * 平成 28 年 5 月 12 日（木） **第 1 回 実務者運営会議**
⇒ 全体会提出案に対する修正の検討
- * 平成 28 年 5 月 24 日（火） **第 1 回 全体会**
⇒ 基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見（協議会の意見）の確定
- * 平成 28 年 5 月～9 月 協議会の意見を基に、市として事業計画を作成する。
- * 平成 28 年 10 月 基幹相談支援センターに関する経費を平成 29 年度予算に計上する

[平成 29 年度]

- * 時期未定 年度末までに設置

6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【個別支援調整会議の概要】

役割	個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる会議である。 障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。 また、当会議を通して、基幹相談支援センターの運営や成年後見制度の推進、市障害者虐待防止センターのあり方についても検討課題としていく。
回数	年12回（平成27年度は、5月から毎月第3水曜日に年11回開催）
委員構成	田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」、よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト
事務局	福祉部障害福祉課

【個別支援調整会議の開催状況】

	開催日	内 容
第1回 (第23回)	平成27年 5月20日(水)	* 平成27年度の取組み、コーディネーター(主・副)選出 * 基幹相談支援センター基礎案作成について * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 情報交換、その他
第2回 (第24回) ～ 第5回 (第27回)	平成27年 6月17日(水) 7月15日(水) 8月19日(水) 9月16日(水)	* 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討 * 基幹相談支援センター基礎案について * 情報交換、その他
第6回 (第28回) ～ 第9回 (第31回)	平成27年 10月21日(水) 11月18日(水) 12月16日(水) 平成28年 1月20日(水)	* 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討 * 情報交換、その他
第10回 (第32回)	平成28年 2月17日(水)	* 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討の振り返り(10事例) * 情報交換、その他
第11回 (第33回)	平成28年 3月16日(水)	* 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討 * 情報交換、その他

※ 開催回数は、平成27年度の回数(括弧内の回数は、平成25年度からの通算の回数)。

【平成27年度の活動成果】

◇ 困難事例検討について(毎回実施) ◇

- * 平成26年度より、引き続き実施した。事例数を2事例から1事例へ変更し、平成27年度は、主に会議参加者内で少数グループを作り検討する形態と個別に検討する形態を取り入れて実施した。
- * 事例のどこが困難なのか、困難を解消するには今後どのような支援が必要なのかを検討。
- * 展開する工夫で事例提供者や会議参加者が似たような事例に遭遇した際の支援の視点やポイントを見いだせるような検討をしている。
- * また、第10回では、主に平成27年度に実施した困難事例検討の経過を含めた振り返りも実施。困難事例について、支援の内容や質の均一化を図っている。

＜個別支援調整会議で挙げられた困難事例＞

困難事例検討は、① 事例自体の検討 と ② 支援者間のスキルアップを図る目的 があり、より効果的な事例を検討していく方法等にも工夫を行い、実施している。

～ 事例振り返りを行った 10 事例（概略） ～

- [事例①] 行動障害（全裸、見知らぬ人を蹴る等）があり、反社会性がある本人との関わりをどのようにするか（療育手帳 B1 の 50 代男性）
- [事例②] 金銭管理をめぐる父子トラブルについて（療育手帳 A2 と統合失調症の 30 代女性）
- [事例③] 精神障害によくある入退院を繰り返す（自閉症スペクトラム、妄想障害のある 40 代男性）
- [事例④] 通所ができなくなり引きこもり支援（療育手帳 B2 の 10 代男性）
- [事例⑤] 経済的な貧困があり、制度利用が必要（統合失調症の 10 代男性）
- [事例⑥] 性的興味の言動がある高校生と介護者（祖父母）支援（療育手帳 B2 の高校生）
- [事例⑦] 多問題家族 対応の仕方を考える（精神手帳の 50 代女性）
- [事例⑧] 障害受容のない本人がいる多問題家族の今後（身障手帳 2 級、精神手帳 2 級の 30 代男性）
- [事例⑨] 知的障害のある一家の家族支援（療育手帳 A2 の 40 代男性）
- [事例⑩] 行動障害の対応に主な介護者が疲弊の対応（知的障害がある 10 代男性）

～ 事例検討した結果として ～

【事例概要⑥】

療育手帳 B2 の高校生。主な介護者は祖父母。下ネタやわいせつな言動がある。

＜検討課題＞

- * 本人の体力が有り余り、主な介護者の対応が難しい。
- * 本人の行動評価をどう統一していくか。
- * 高校卒業後の生活に向けて今から取り組めることは何か。

＜検討結果＞

- * 障害児で運動を受け入れているサークル等の紹介。
- * 不適応行動については学生である今のうちに学校等と連携して対応。
- * 得意な事は将来への支援につながるため、成功体験を積めるよう支援。

【事例概要⑦】

うつ、パニック障害がある 50 代女性。療育手帳 B2 の高校生の娘と 2 人暮らし。母子密着が強く、離れられない。

＜検討課題＞

- * 本人と娘の支援者を同じ事業所で対応する方が良いのか。

＜検討結果＞

- * 同じ事業所内で担当者を分けて対応するのが現実的ではないか。

【事例概要⑨】

本人を含む兄弟3人とも知的障害があり、一緒に生活。家も古く、食糧確保で家事援助が週1回と金銭管理支援を週1回の支援にて生活。

＜検討課題＞

* 生活基盤を維持するため、転居を含め、どこから支援するのが良いか。

＜検討結果＞

* 兄弟の気持ちを常に確認し、生活環境、生活基盤を整えるため、具体的な支援をしながら、進めていくことがよいのではないか。

～ その他 ～

【ケース対象者の傾向として】

＜男女比＞ 男性：8件 女性：2件

＜年齢層＞ 10代：4件 30代：2件 40代：2件 50代：2件

＜障害者手帳＞ 身体：1件 療育：6件 精神：3件

＜障害サービス利用の有無＞ 有：6件 無：4件

＜警察対応＞ 有：3件 無：7件

＜性的関心＞ 有：3件 無：7件

※ 行動障害がある事例が多い

【ケースの家族背景の傾向として】

＜同居家族＞ 独居：1件 2人：2件 3人：2件 4人：1件 5人：3件 6人：1件

＜キーパーソン＞ 父：5件 母：3件 兄弟：2件

＜主な介護者＞ 父：3件 母：4件 姉：1件 祖母：1件 無：1件

＜本人以外の家族に障害・疾病（疑い含める）＞ 有：7件 無：3件

◇ 苦情等調整関係のためのケース会議について（毎回実施） ◇

- * 市虐待防止センターの受付から対応、その後の動きが分かるようになっている。
- * また、匿名の相談を含め、報告し合うことで問題提起や把握となり、今後虐待を疑われるケース対応時の取組みの参考となっている。

◇ 基幹相談支援センターの基礎案作成について（第2回～第5回） ◇

- * 平成26年度より、指定特定相談事業所の意見も踏まえ、4回の会議の中での検討に加え、別日を設けて複数回、作成のための打合せを実施し、基礎案の作成に取り組んだ。
- * 平成27年9月実施の実務者運営会議に個別支援調整会議としての基礎案を提出した。

◇ 基幹相談支援センターの基礎案の概要 ◇

<相談支援体制を整備するための基本的事項>

- * 相談支援の拠点となるセンター（委託相談支援事業所）については、生活の困難さに着目し、3障害の一元化を図ることを考えると、人口6～10万人に1か所を目安に、地域ごとに設置することが必要。1か所あたり常勤雇用2名以上の職員が必要。
- * 地域ごとに設置した委託相談支援事業所では、各障害が持つ独特な困難さが見逃されてしまうため、相談支援の専門性を担保できる機関（仕組み）として、基幹相談支援センターを設置することが必要。

<委託相談支援事業所の役割>

- * 障害者相談支援事業に位置付けられている障害者等の生活全般を含む一般相談を中心に、担当地域の総合相談窓口の役割を担う（3障害に対応した一定レベル以上の水準）。
- * サービス等利用計画等の作成につながらない人や支援困難ケースを主な対象者とする。
- * サービス等利用計画等の作成につながる人からの相談については、十分なインテークを行い、指定特定相談支援事業所に丁寧につないでいくことを基本とする。
- * 委託相談支援事業所は市内に5か所設置し、各事業所では対応できないような支援困難ケース等が生じた場合には、基幹相談支援センターと連携し、ケース支援を行う。
- * サービス等利用計画等の作成については、原則として、1事業所あたり40件を上限とする。

<指定特定相談支援事業所の役割>

- * サービス等利用計画等の作成につながる人を主な対象者とし、計画相談支援等（基本相談を含む）を中心に行う。
- * 支援困難ケース等が生じた場合は、必要に応じて、ケースの住所地を担当地区とする委託相談支援事業所や基幹相談支援センターと連携し、ケース支援を行う。

<基幹相談支援センターの役割>

- * 市民等がどこに相談していいかわからないときなど、幅広い相談に対する受付窓口。
- * 多様な障害に対する総合的・専門的な対応については、地域の委託相談支援事業所等で対応することを基本とするが、バックアップのために、当該事業所等から依頼を受けて、ケースへの直接支援を行う。原則として、ケースの主たる相談支援機関とはならない。
- * 地域の相談支援事業所等に対するグループスーパーバイズ、困難事例への支援、各種研修を行う。障害とくらしの支援協議会の相談支援関係の事務局機能の一部を担う。
- * 地域移行・地域定着の促進や権利擁護・虐待の防止について、関係機関等に対する研修会の実施など、普及啓発を中心に行う。
- * 5つの委託相談支援事業所のうちの1か所に、基幹相談支援センターの機能を追加し、基幹相談支援センターとしての運営を委託する。総合福祉会館内の設置が望ましい。

7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【くらしを支える連絡会の概要】

役割	くらしを連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年4回 ※ 活動企画2回
委員構成	障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会）障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識（神奈川県立保健福祉大学）、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所。
事務局	福祉部障害福祉課

【くらしを支える連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成27年 5月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> * 平成26年度 第2回全体会の報告 * 連絡会長、副会長の選出 * 平成26年度 くらしを支える連絡会の活動振り返り * 平成27年度 くらしを支える連絡会の方向性について
第2回	平成27年 9月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 第1回全体会の報告 * 平成27年度 くらしを支える連絡会の方向性について <p style="text-align: center;">＜グループディスカッション＞ 本人の想いと支援者の想いから生じるジレンマについて ～ 支援者はどのように、本人の想いを汲み取るのか ～</p>
第1回 活動企画	平成27年 11月25日(水)	<p style="text-align: center;">＜テーマ＞ 本人を支えるチームの作り方 ～ ジレンマに向き合うために ～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本人を中心とした支援をするうえで生じるジレンマや支援の困難さ、解決が難しい事例などについて、グループワークにより意見交換を行った。
第3回	平成27年 12月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 第1回 活動企画 「本人を支えるチームの作り方 ～ ジレンマに向き合うために ～」の報告、振り返り
第2回 活動企画	平成28年 2月4日(木)	<p style="text-align: center;">＜テーマ＞ ジレンマに向き合うために ～ 困っていることを共有する ～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 参加者から、第1回活動企画のテーマについて、継続して議論したいとの声が多かったため、ジレンマについて、グループワークにより意見交換を行った。
第4回	平成28年 2月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 第2回 活動企画 「ジレンマに向き合うために ～ 困っていることを共有する ～」の報告、振り返り * 平成27年度のみとめ * 平成28年度のくらしを支える連絡会の方針について * 基幹相談支援センターについて

【平成 27 年度の活動成果】

- * 平成 27 年度は、① 切れ目のない支援のために、各機関で支援ののりしろが出せる様な地域支援の検討 ② 日々の支援への困り感を出せる場所（解決機能含め）の設定をしていくことが必要ではないかとの話になった。それに向けて、活動企画と連絡会で出来ることを検討し、双方で課題に向けた取り組みをすすめていくこととなった。
- * 第 1 回活動企画として、「本人を支えるチームの作り方～ジレンマに向き合うために～」のコアメンバーを選出して、活動企画の構想を練った後、第 1 回活動企画を開催した。
第 1 回活動企画では、支援者が直面しているジレンマや支援の困難さ、そして解決が難しい事例など、グループワークを通して共有した上で、障害のある人の地域生活を支えるチームの作り方を検討し、支援に活用出来るような活動企画を目指して開催した。
本人の気持ちと支援者の気持ちのギャップ、制度の狭間で感じる支援の困難さなどが共有された。グループディスカッションを進める中、ジレンマを共有することで安心感を得られたことが大きな収穫であった。
- * 第 3 回連絡会では、第 1 回活動企画の参加者から、もう一度同じテーマで活動企画を開催してほしいと多数の声が聴かれたこと、本人・家族・支援者として感じるジレンマに向き合い共有することが、より質の高い支援につながると考え、第 2 回活動企画「ジレンマに向き合うために～困っていることを共有する～」を開催した。
- * 第 2 回活動企画では、本人・家族・支援者など立場の違う参加者同士が、日々の生活や支援で感じているジレンマについて、活発な議論がされ、それぞれの立場による考え方も共有することが出来た。
- * 今後も、皆が直面しているジレンマを共有することが、地域で生活する障害のある方への支援をする力を高めていけるのではないか。そのためにも、本人や家族・支援者が集まり共有する場が必要である。平成 28 年度以降も活動企画を行っていくこととしたい。

【今後の課題について】

- * 平成 27 年度、くらしを支える連絡会は、活動企画の開催が主な活動となった。普段感じている気持ちを出す場所としての活動企画は初めてであった。
具体的な解決策までには至らないが、日々のジレンマを共有できて良かった、様々な立場の話が聞けて良かったとの意見が多かった。
ジレンマを出し合い共有することで家族や支援者が元気になり、日々の支援の質の向上につなげていくためにも来年度も活動企画を開催することとしたい。
- * 平成 28 年度のくらしを支える連絡会は、高齢化の問題に伴う「障害福祉サービスと介護保険制度について」や「精神科病院の退院促進について」に着手したい。
また、活動企画として「ジレンマに向き合う」ための取り組みは、くらしを支える連絡会の恒例のイベント化すること、具体的に解決を求められるテーマについては、委員の中で議論する形で検討する。
- * 活動企画の開催方法等については、より多くの立場の方々が参加できるように、開催の時間帯や場所について検討する。同じ経験年数の人たちが集まってグループワークすることなども検討することとしたい。
- * また、活動企画を開催するにあたって、それぞれの連絡会との調整（開催日時やテーマ）も必要である。実務者運営会議にて摺合せがすることとしたい。

8. 支援ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【支援ネットワーク連絡会の概要】

役割	支援ネットワーク連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年4回 ※ コアメンバー会議2回 ※ 勉強会1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所等、生活介護事業所、障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀市障害関係施設協議会
事務局	福祉部障害福祉課

【支援ネットワーク連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成27年 6月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 連絡会長、副会長の選出 * 平成27年度 障害とくらしの支援協議会の組織について * 平成27年度 支援ネットワーク連絡会の取り組みについて * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 基幹相談支援センターについて * 就労アセスメントについて
コアメンバー会議	平成27年 8月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> * 個別支援計画とサービス等利用計画の確認 * 現状や課題について * 清光ホームの取り組み紹介
第2回	平成27年 9月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> * 養護学校卒業生の対応について * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 個別支援計画とサービス等利用計画のリンクについて
第3回	平成27年 12月15日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * サービス等利用計画の書式・記載事項について * 相談支援事業所・サービス提供事業所勉強会等の開催に向けて
コアメンバー会議	平成28年 1月8日（金） 1月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 勉強会企画 * サービス等利用計画の書式・書き方について
勉強会	平成28年 2月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 相談支援事業所・サービス提供事業所等勉強会 開催 <テーマ> サービス等利用計画と個別支援計画の意義を再確認する
第4回	平成28年 2月16日（水）	<ul style="list-style-type: none"> * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * コアメンバー会議 報告 * 平成27年度 支援ネットワーク連絡会 活動まとめ * 平成28年度の支援ネットワーク連絡会 活動内容について * 基幹相談支援センターについて

【平成 27 年度の活動成果】

平成 27 年度は、サービス提供事業所・相談支援事業所の連携を深めるため、「個別支援計画とサービス等利用計画のリンクについて」を中心とした取り組みを行った。また、計画相談支援の進捗状況や養護学校卒業生への対応など、計画相談支援に関する情報共有を行っている。

活動の成果については以下の通り。

◇ 横須賀市の計画相談支援の進捗状況の共有（第 1 回～第 4 回） ◇

- * 計画相談支援の進捗状況を 3 か月毎に、事務局より報告した。

◇ 計画相談支援に関する情報共有（第 1 回～第 2 回） ◇

- * 特別養護学校卒業生の障害福祉サービス申請の流れについて、事務局より情報提供した。
- * 就労継続支援 B 型利用希望者の就労アセスメントについて、事務局より情報提供した。

◇ 個別支援計画とサービス等利用計画のリンクへの取り組み（第 2 回～第 4 回） ◇

- * サービス提供事業所が作成する個別支援計画と、相談支援事業所の作成するサービス等利用計画をテーマに、相談支援事業所とサービス提供事業所の連携に関する現状の課題をまとめた。

＜課 題＞

当事者家族

- * それぞれの計画の意義が分かりにくく、計画作成が負担となっている。
- * 当事者にとって、見づらい・分かりにくい計画になっていることがある。

サービス提供事業所

- * サービス等利用計画の作成の有無が確認できないことがある。
- * どの程度の頻度で、相談支援事業所に利用者の状況を伝えたら良いか分からない。

相談支援事業所

- * サービス担当者会議の開催が難しい。
- * サービス提供事業所にサービス等利用計画を送付するタイミングが、障害福祉サービス受給者証の交付のタイミングとの兼ね合いもあり、遅くなってしまう。

＜勉強会の企画・開催＞

- * 個別支援計画とサービス等利用計画について、それぞれの計画の意義や関連性を周知することを目的に、横須賀市内のサービス提供事業所や相談支援事業所を対象に勉強会を企画・開催した。平成 28 年 2 月 2 日に「こころの相談センターチームブルー」相馬 妙子 氏による講義・グループワークを行い、サービス提供事業所・相談支援事業所・行政、合わせて 82 名が参加した。

◇ サービス等利用計画の書式について（第 3 回） ◇

- * サービス等利用計画の書式について検討した。サポートブックの活用・連携と、字の大きさや基本情報の記載欄の工夫等、書式自体の変更のほか、サービス等利用計画の書き方の共有が必要であると意見が挙がっている。平成 28 年度以降のテーマとして取り組みを継続することとしている。

【平成 28 年度の取り組みについて】

◇ サービス提供事業所と相談支援事業所の連携を深めるための取り組み ◇

- * 勉強会の企画・運営を行う。（平成 28 年 9 月～10 月）

◇ サービス等利用計画の書き方・書式について ◇

- * サービス等利用計画の書式について検討する。
- * サービス等利用計画の書き方について、支援ネットワーク連絡会で勉強会を開催する。

◇ 計画相談支援に関する情報共有 ◇

- * 事務局より、横須賀市内の計画相談支援の進捗状況や、福祉制度について情報提供する。

9. しごと支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【しごと支援連絡会の概要】

役割	しごと支援連絡会は、企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労に対する支援や受注機会の拡大などによる福祉的就労の場の充実について検討するとともに、地域の障害者就労施設と就労支援機関の連携や支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年3回
委員構成	障害者相談サポートセンター、よこすか就労援助センター、横須賀公共職業安定所、横須賀商工会議所、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、就労移行支援事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会）
事務局	福祉部障害福祉課

【しごと支援連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成27年 5月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 連絡会長、副会長の選出 * しごと支援連絡会について（概要説明） * 職場定着支援事業の実施状況について * 平成27年度 しごと支援連絡会の活動方針について * 基幹相談支援センターについて
第2回	平成27年 9月9日（水）	<ul style="list-style-type: none"> * しごと支援連絡会 全体の整理 * 市内就労支援関係機関連絡会の開催報告 * 職場定着支援事業の経過報告 * 企業情報等に関する部会の開催報告 * 受注機会拡大に関する活動（案）
第3回	平成28年 3月1日（火）	<ul style="list-style-type: none"> * 職場定着支援事業、実習情報の共有化、よこすか就労支援ネットワークの報告 * 平成27年度 しごと支援連絡会の活動状況について * 平成28年度 しごと支援連絡会の活動について * 受注機会拡大プロジェクトについて * 基幹相談支援センターについて

【平成 27 年度の活動成果】

◇ 一般就労について ◇

- * 平成 27 年度は、平成 26 年度まで「しごと支援会議」で議論されてきた取り組みに関する実践の年として、非常に重要な年度となっていた。
- * 第 1 回連絡会では、平成 27 年度の活動方針について確認され、意見交換を行った。
- * 第 2 回連絡会では、第 1 回連絡会の後に開催された、就労支援関係機関会議、企業情報等に関する部会についての報告と意見交換を行った。
- * 第 3 回連絡会では、平成 27 年度の活動の総括を行い、併せて、平成 28 年度の活動（案）を議論した。
- * このように、障害とくらしの支援協議会の就労支援の活動は、「しごと支援連絡会」だけで完結せず、その実践を通して現実化させている。

<参考：しごと支援連絡会に関連する会議等の開催状況>

	開催日	内 容
第1回 職場定着支援員研修会	平成27年 4月14日(火)	* 横須賀市職場定着支援事業について * 研修会「職場定着支援のための基礎知識」
第1回 就労支援関係機関会議	平成27年 8月4日(火)	* 障害者職場定着支援事業補助金交付要綱について * 職場定着支援の適用事例の報告 * 障害者雇用・就労に関する横須賀市の現状・計画・施策について
第1回 企業情報等に関する 部会	平成27年 8月26日(水)	* 部会設置の経緯について * 各支援機関における実習先確保の取り組みについて * 当部会における企業情報の共有と活用について * 今後のスケジュールについて
第2回 就労支援関係機関会議	平成27年 10月16日(金) (同日開催)	* よこすか就労支援ネットワーク(仮称)について * 職場定着支援事業について(適用ケースの報告) * 職場定着支援事業について前期分の事務処理について * 一般就労に向けての支援プログラムの充実、支援ノウハウの蓄積について課題検討
第2回 企業情報等に関する 部会		* 企業情報シートについて * 企業情報の共有・活用について * 企業における実習受入れの促進について
第2回 職場定着支援員研修会	平成28年 2月10日(水)	* 第1回の内容を参考に同レベルの研修会を開催
職場定着サポーター 検討会	平成28年 2月15日(月)	* 障害者施策検討連絡会、養護学校、よこすか就労援助センター、障害福祉課との意見交換会

◇ 福祉的就労について ◇

- * 第1回連絡会では、福祉的就労の重要性について問題提起を行った。
- * 第2回連絡会では、受注機会拡大のためのプロジェクトを立ち上げ、官民共同でその目的のための方法と実践を検討していくことについて了承を得ている。まずは、事業所の製品、役務等を分かりやすく明示するにはどうしたらよいかなどについて、検討していく。

◇ 総括 ◇

- * 平成27年度は、福祉的就労の充実を課題に掲げながらも、上記の一般就労関係の多くの活動が実行段階に入った年度であり、その進捗状況に関する意見交換が多かった。
- * なお、平成27年度の活動目標として掲げた、福祉的就労の意見交換については、あまり活発に行うことができなかった。
- * 平成28年度については、受注機会の拡大を核として、福祉的就労の充実を目指すための意見交換をしていきたい。

【平成28年度の取り組みについて】

- * 企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労については、関連する会議等から進捗状況について報告を受け、引き続き、意見交換を行っていく。
- * また、福祉施設等への受注機会拡大による障害者の福祉的就労の場の充実についての活動は、プロジェクト始動とともに充実させていく。
- * 平成27年度第3回としごと支援連絡会において、① 保護者への横須賀市の就労支援の周知 ② 就労継続支援A型の拡充 ③ 雇用奨励金の改革(横須賀の企業に有利な制度にするなど) ④ 企業への障害者雇用の啓発等について課題が提出されている。また、横須賀という土地柄が抱える障害者就労の困難さについても議論があった。
- * 平成28年度第1回としごと支援連絡会において、課題及び活動テーマを明確化し、議論を深めていきたい。

10. こども支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【こども支援会議の概要】

役割	こども支援会議は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法の検討や関係機関の役割の調整を行うことにより、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくりを目指している。
回数	年6回（偶数月に隔月で開催） ※ サポートブック説明会 1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、 障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会）、横須賀市療育相談センター、横須賀市児童相談所、こども育成部こども青少年支援課、 こども育成部こども健康課（南健康福祉センター）、教育委員会学校教育部支援教育課
事務局	福祉部障害福祉課

【こども支援会議の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成27年 4月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度の協議会の組織について * 座長、副座長の選出 * 平成26年度の振り返り及び平成27年度の活動の方向性について * モデル事業の実施内容と実施方法の確定
第2回	平成27年 6月15日（月）	<ul style="list-style-type: none"> * 前回までの振り返り * サポートブックの確認 * モデル事業の状況報告 * モデル事業の今後の進め方について
第3回 ～ 第5回	平成27年 8月31日（月） 10月19日（月） 12月21日（月）	<ul style="list-style-type: none"> * サポートブックの確認 * モデル事業の進行状況報告及び今後の方向性について * モデル事業の検討事項について <第4回> 中間検証 <第5回> ヒアリング内容の整理 ⇒ サポートブックの改良
説明会	平成28年 2月10日（水）	サポートブック（支援者向け）説明会 開催（参考資料P36～P47を参照） <目的> <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業に協力してくれたお子さんの支援者にサポートブックを知ってもらう * 本人理解・本人支援に活用してもらう
第6回	平成28年 2月15日（月）	<ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度モデル事業の総括 * モデル事業の今後の展開について * 基幹相談支援センターについて

【平成 27 年度の活動成果】

<課題>

- ① 関係機関での情報共有の仕組みづくり
- ② 教育と福祉と家庭の連携・つながりづくり

平成 27 年度は、サポートブックモデル事業を中心として、平成 26 年度からの継続課題である上記の ① ② に取り組んだ。

◇ 平成 27 年度 サポートブックモデル事業の取り組み（総括） ◇

1. 目的 モデル事業での検証結果を踏まえ、全市的な運用ができるように、サポートブックが広く活用される仕組みを整えていくことを目指す。
2. 実施機関 障害とくらしの支援協議会 こども支援会議
3. 期間 平成 27 年度～平成 28 年度（評価・検証も含めて）
4. 評価項目
 - * サポートブックの使い勝手・記載内容
 - * 保護者の記入の負担、支援者等による協力の負担
 - * 活用場面、メリット・デメリット
5. 対象者 50 名程度 ライフステージが変わる子
 <<福祉サービスを利用する可能性が高い子>>
 - A. 乳幼児期（これから児童発達支援を利用しようとする児童）
 - B. 乳幼児期（児童発達支援を利用している年長児童）
 - C. 小学校低学年（放課後等デイサービスや移動支援を利用している児童）
 - D. 小学校高学年（放課後等デイサービスや移動支援を利用している小学 6 年生）
 - E. 中学生（放課後等デイサービスや移動支援を利用している中学 3 年生）
 - F. 高校生（放課後等デイサービスや移動支援を利用している高校 3 年生）
 - G. 高校生（全く福祉サービスを利用していない高校 3 年生）
 - H. その他（対象者の要件に関わりなく協力してくれる児童又は成人）

平成 27 年度 作成者 合計 35 名

- * 未就学児…16 名（療育相談センター：ひまわり園 10 月入園児 10 名＋幼稚園児 1 名）
 （こどもひろば風：年長児童 5 名）
- * 小学生 … 3 名（武山養護 6 年生：1 名、筑波大学附属久里浜特別支援 5・6 年生：2 名）
- * 中学生 … 3 名（市立養護 3 年生：2 名、武山養護 3 年生：1 名）
- * 高校生 … 13 名（武山養護 3 年生：5 名、岩戸養護 3 年生：8 名）

< A. 乳幼児期（これから児童発達支援を利用しようとする児童） >

○ 療育相談センター（早期療育教室「くじら教室」に参加している3歳児）

- ⇒ ひまわり園10月入園予定者10名＋地域の幼稚園入園予定者1名の合計11名が作成
- ⇒ サポートブックを「くじら教室」から「ひまわり園」への引き継ぎ資料の一部として利用
- ⇒ サポートブックを療育相談センターが作成する「障害児支援利用計画」の一部に反映

- ⇒ 作成児の更新・継続フォローについては検討が必要
- ⇒ サービス等利用計画作成時期と連動して見直し？ 就学前には必ず見直し？

< B. 乳幼児期（児童発達支援を利用している年長児童） >

○ こどもひろば風

- ⇒ 2月中に、進学を控えた年長児童5名がサポートブックを作成
- ⇒ サポートブックを就学の際の引き継ぎ資料の一部として活用できるか、検証を行う予定
- ⇒ 対象児童の進学先の学校にサポートブックの周知と協力を依頼することが必要

作成後、保護者へヒアリング、引き継ぎの評価（4月の会議で報告）

< C. 小学校低学年（放課後等デイサービスや移動支援を利用している児童） >

< D. 小学校高学年（放課後等デイサービスや移動支援を利用している小学6年生） >

< E. 中学生（放課後等デイサービスや移動支援を利用している中学3年生） >

○ 小学生 3名作成（武山養護6年生：1名、筑波大学附属久里浜特別支援5・6年生：2名）

中学生 3名作成（市立養護3年生：2名、武山養護3年生：1名）

※ 支援級等の在籍生徒については、保護者から協力の申し出が自主的であった場合を除き、平成27年度のモデル事業の対象としない

- * 新規サービス利用や複数事業所と契約する時など、基本情報としてサポートブックを活用できるか検証
- * 利用中のサービス事業所で本人理解・本人支援へ活用できるか検証
- * 進学先（小⇒中、中⇒高）への引き継ぎの参考資料として活用できるか検証

< F. 高校生（放課後等デイサービスや移動支援を利用している高校3年生） >

< G. 高校生（全く福祉サービスを利用していない高校3年生） >

○ 武山養護学校高等部3年生5名、岩戸養護学校3年生8名の計13名が作成

◆F. 福祉サービス利用中：進路先も福祉サービス等（生活介護・作業所など）…9名

◆G. 全くサービスを利用していない：進路先が①就労…1名②福祉サービス等（訓練系事業所・作業所など）…3名

（進路）

<福祉サービス事業所等の生徒>

- * サポートブックを担当相談支援事業所と「面接」をする時や、卒業後の「サービス等利用計画」作成時に活用する予定
- * 進路先の通所施設に提示し、日中活動の場所への引き継ぎや支援方針を関係者間で共有するツールとして活用する予定

<一般就労>

- * サポートブックを就労援助センターに登録する際、提出資料の一部として活用する予定

☆ 高等部3年生の相談支援事業所・進路先への引き継ぎの評価（3～4月集約 ⇒ 4月の会議で報告）

【今後の課題について】

◇ サポートブックを継続・広めるためには ◇

～ 作成時や作成後に必要なフォローができる体制（仕組み）と活用場面（メリット）の積み上げが必要 ～

- * 保護者へのヒアリングでも、「支援者と一緒に作成」「基本的に保護者＋付け足しを先生等」「一人で作成」と作成スタイルはそれぞれであったが、保護者に見えにくい部分（学校での本人の様子、概念理解など）は教育/福祉/医療それぞれの視点で付け加えてほしいというのが共通した意見であった。
- * また、活かされる資料とするためには、サポートブック作成後の「更新・見直し」を行うことが必須であるが、その時期やフォロー方法、フォロー機関が課題である。
- * 平成 28 年度は、説明会や勉強会を定期的で開催し、支援者側のサポートブックへの理解を深めていく。それによって、各計画（個別支援計画やサービス等利用計画等）の基礎資料としての活用、直接支援をする現場での活用可能性の検証、ライフステージが移行する時の引き継ぎ資料としての活用など、活用場面（メリット）を積み上げていく。
- * また、行政での相談時（療育手帳の再判定やサービス調査等）に、サポートブックが活用できるように、障害福祉課や児童相談所など関係部署との調整が必要である。
- * その他、活用場面を広げる取り組みとして、20 歳の障害基礎年金の申請時にサポートブックを活用できると、本人・保護者のメリットが大きいと、市の障害年金担当に協力してもらい、書式や記載例などの精査や医療機関との調整を必要に応じて行う予定。

【平成 28 年度モデル事業の展開（予定）】

◇ 平成 27 年度モデル事業協力児（保護者）のフォロー ◇

（ねらい） 2 年間の継続フォローをすることで、サポートブックの内容がどう変化していくのか、支援（教育・福祉・保護者）に活かされる部分があるか等、本運用を見越して検証する。

＜作成したサポートブックの更新・見直し＞

成長や生活の変化などによって、変わってくる部分を中心に、サポートブックを見直す。最低限、ライフステージが移る前には必ず見直しをし、次の支援機関に情報を引き継げるようにしたい。

＜ライフステージが移る時の引き継ぎ資料・参考資料としての検証＞

各進学先（養護学校中心）でサポートブックを参考資料として活用できるか検討・調整が必要。

＜周知・活用に向けた、勉強会・説明会の実施＞

保護者がサポートブックを支援者に提示した時に、サポートブックから必要な情報を適切に読み取り、それらを面接や計画作成、直接支援等に活かすスキルがある、相談員や支援員、市職員等を増やしていく必要がある。初期段階としては、事業所や行政などの支援者側への周知を中心とする。

＜サポートブック（本人・保護者）を中心に、支援会議を開催＞

家庭、学校、福祉事業所で行っている支援方法や子どもの願う姿（伸ばしたいところ）を共有し、それに向けて支援方針や支援の手だてを一致させ、日々の支援に活かすことを目指す。

◇ 平成 28 年度サポートブック新規作成 ◇

＜特別支援学級在籍児＞ と ＜重症心身障害児（未就学児）＞ を対象とする。

平成27年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<参考資料>

サポートブック説明会 （支援者向け）

～ 説明会資料の抜粋 ～

平成28年2月10日（水） 18時～20時

総合福祉会館 5階 第2研修室

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 こども支援会議

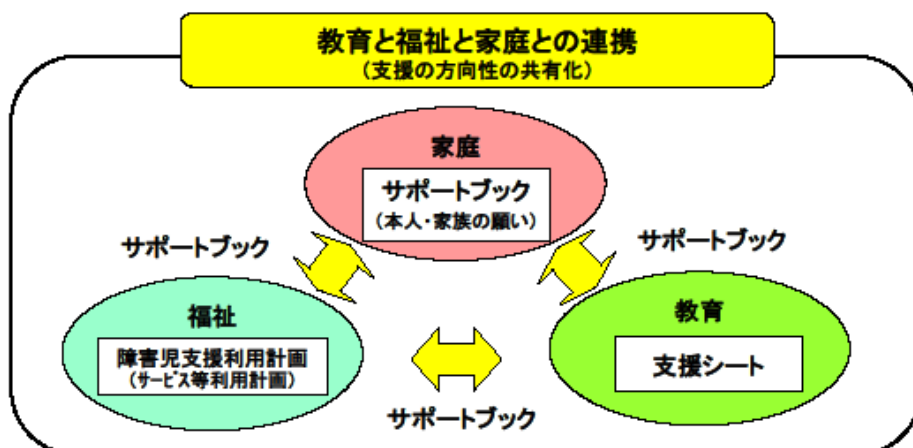
1

サポートブックとは？

教育・福祉・家庭をつなぎ、関係者間で支援の方向性を共有するツール

「横須賀市 障害とくらしの支援協議会 こども支援会議」では、次のような検討課題を解決するためのツールとして、「サポートブック」の作成に取り組みました。

- 関係機関での情報共有のしくみづくり
- 教育と福祉と家庭の連携・つながりづくり



2

サポートブックの中身(構成)

【支援方針に反映される情報(成長によって変わっていくもの)】

★本人像がイメージできる項目。家庭・教育・福祉間の連携や支援方針の共有に役立つ。更新が必要。

- 1 サポートマップ (P1) ⇒ 本人(家族)を中心に、支援機関が視覚的に分かる役割マップ
- 2 週間予定表 (P2) ⇒ 一日の大まかなスケジュール
- 3 わたしのこと (P3) ⇒ 本人の性格や特徴、夢、家族が大切にしていること等を記入
- 10 日常生活のちからの記録 (P11~P14) ⇒ 18歳までの生活を想定

※ 家庭や学校、放課後デイ、外出時など、日常生活を送る上での、基本的な生活能力やコミュニケーション手段、社会性を大まかに把握することを目指している!! 家庭や学校での支援の工夫やできるようになったことも記入。

【基礎的な情報(一度作成されるとある程度固定化されるもの)】

★福祉サービスへつながる時や療育手帳の判定時、障害基礎年金の相談時に役立つ。

- 4 わたしと家族のこと (P4) ⇒ 氏名・住所・家族構成など記録的なページ
- 5 生育・発達・健診の記録 (P5) ⇒ 母子手帳からの情報(就学前に固定化される記録)
- 6 成長のあゆみ (P6~P7) ⇒ <乳幼児期⇒学齢期⇒学齢期以後>
子どもの成長を感じるうれしいエピソードや発達の遅れ・つまづきなども含めて記録
- 7 相談・判定歴 (P8) ⇒ いつ?どこで?どんな相談やフォローを受けたか?「ポイント」となるものを記入
手帳・手当・年金の状況 (P8)
- 8 福祉サービス利用歴 (P9) ⇒ 家庭・各支援機関で連携が必要となった時参考となる
- 9 医療ケア情報 (P10) ⇒ かかりつけ病院・既往歴・くすり・注意点など命にかかわる情報

3

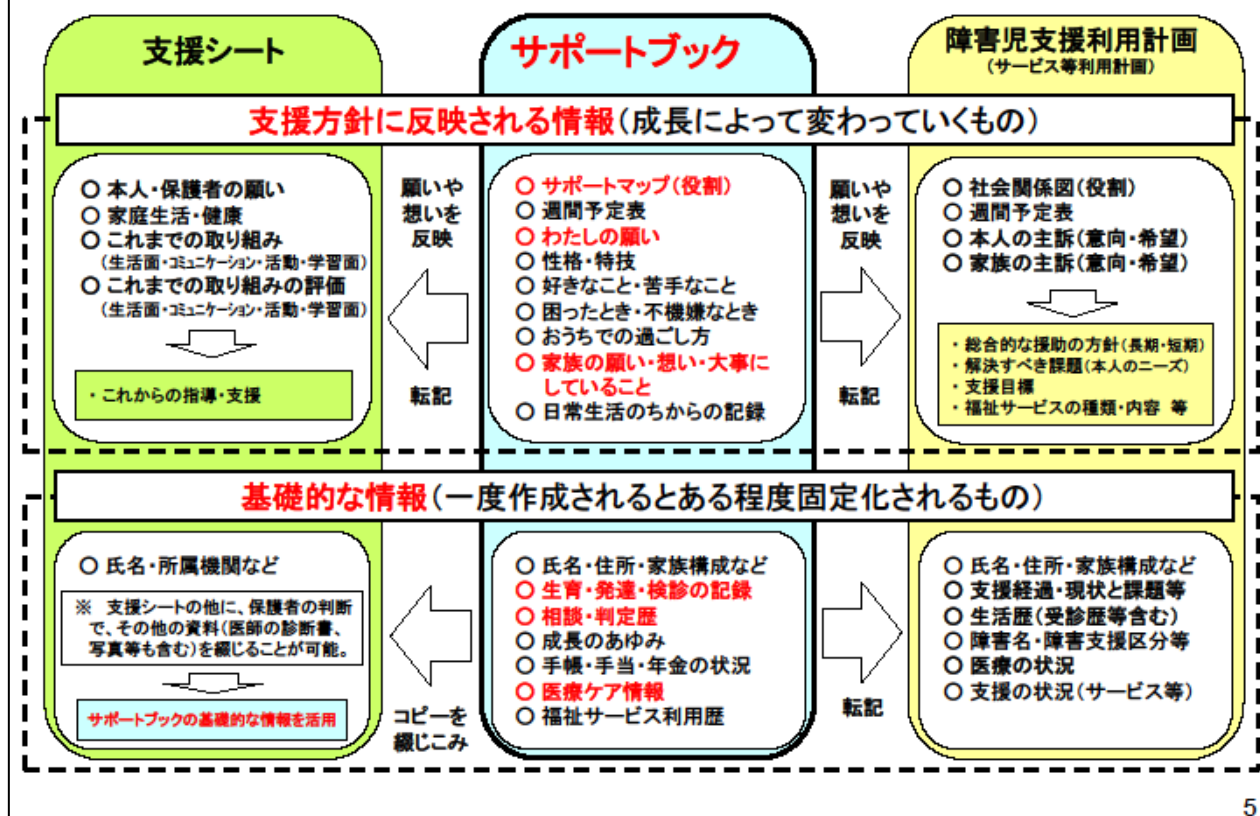
サポートブックによる つなぎのイメージ ①



※ 国の障害者基本計画等で記載されている「個別の支援計画」とは、上の図でいう「個別の支援計画(狭義)」であるのか、「個別の支援計画(広義)」であるのか、不明確であるし、作成の根拠となる法律も示されていない。また、学齢期以外の時期に、どの機関が主体となって「個別の支援計画」を作成すべきかについても言及されていない。さらに、福祉分野の「障害児支援利用計画・サービス等利用計画」との関係性も示されていない。今後、「個別の支援計画(広義)」が作成できる仕組みづくりが必要である。

4

サポートブックによる つなぎのイメージ ②



5

サポートブックが必要な背景 ①

1. 保護者の聞き取りの負担の軽減

- 子どもに関わる支援機関が増えるたび、また、ライフステージが移り、支援機関が変わるたびに、保護者は聞き取りを受け、子どもの幼少期のことから、**繰り返し同じこと(生育歴や相談・判定歴など)**を話さなければならず、負担が大きい。
- **将来の年金受給申請**や**障害者手帳取得**を希望した時、サービス利用が必要になった時など、成長過程の記録があると助かる。
- **学校で作成する支援シート**は、主として、**教育的な視点**で、教育現場での取り組みや評価、さらに、その子どもの現在の重点課題に対する、今後の学校における指導・支援の方向性を示し、本人・保護者を中心とした、ライフステージに沿った継続的な支援を目的に作成されているが、福祉関係者が子どものアセスメントを行う際に必要となる、**生育歴や相談・判定歴、日常生活の状況などの情報は記載されていない**ため、保護者等からの聞き取りにより、新たに情報を得なければならない。

6

サポートブックが必要な背景 ②

2. 支援の共有化と各々の支援計画への反映

- 一人の子どもの生活を、家庭・学校のみならず、福祉サービス事業所・行政など、様々な支援機関によって支えている場合が多く、その子を取り巻く関係者間で、一貫性のある支援や情報共有、連携のあり方が課題である。
- 各々の支援機関では、支援のために必要な情報や支援計画を、各々作成・保有している現状のため、幼少期から現在、将来へとつながる生涯一貫した支援の方向性を共有することが難しい。
- 主に教育的な立場で作成された支援シート(トータルプラン)と主に福祉的な立場で作成された障害児支援利用計画・サービス等利用計画(トータルプラン)の内容を踏まえ、本当の意味での本人の生活全般に対する支援を行うためには、本人・家族の願いをベースにし、かつ、本人の理解を深めることができるような共通の情報ツールが必要である。
- 特に、学校での教育により本人の能力を高めることができる学齢期に、共通の情報ツールを「つなぎ役」として、各々の支援機関が、教育的な視点、本人・家族の願い、福祉的な視点を理解し、支援計画に反映させていくことは重要である。

7

サポートブックが必要な背景 ③

3. 親の急な入院の際や親亡き後の心配の軽減

- 本人の生活の全容(生育歴、支援過程、お金等)を保護者しか把握しておらず、保護者が元気なうちから、記録があることによって取り除ける将来の不安を、少しでも軽減することができる。
- 過去に関係していた支援機関、現在関係している支援機関が分かるため、支援者が情報を得るときや連携して支援を行う際に、大いに役立つ。

8

こども支援会議で目指す サポートブック ①

1. 信頼関係や安心、生涯一貫した支援につながる

- 小さい頃から相談記録や支援経過を積み上げていくことによって、ライフステージが移っても、引き継いでいけるもの。
- 本人や保護者から支援者へ、**思いや大事にしたいこと・その子を表すエピソード**などを伝えられる形であり、また、支援者間で教育・福祉などの**立場や視点の違いを超えて**、その子の**支援の方向性を共有**する、その一助となるもの。
- 学齢期においては、教育的な視点で作成されている学校の支援シートに記載された**「本人の能力を伸ばす」**取り組み(教育目標)が、サポートブックを**「つなぎ役」**として、福祉的な視点で作成される障害児支援利用計画などの支援目標に反映されるもの。また、その逆として、福祉的な視点の支援目標が、サポートブックを**「つなぎ役」**として、教育目標の参考となるもの。

9

こども支援会議で目指す サポートブック ②

2. 本人の5・6割のイメージがつかめるもの

- 子どもは日々成長するため、できるようになることが増えたり、好きなこと・苦手なことが変わっていく。
- サポートブックの内容は、記入時点での、**その子の全体像を理解するための参考(基礎資料)**となるもの。
- 受け入れる支援機関は、**子どもとその保護者の願いや想い**をしっかりと受け止め、ニーズに応じた支援をするために、信頼関係を築きながら、必要な情報は各支援機関で聞き取る姿勢も大切にする。
- **支援場所によって必要性が異なる情報や詳細なアセスメント**については、**各機関で行うことが前提**。

3. 保護者が記入・保管・活用(提示)するもの

- **保護者が記入・保管**し、ライフステージが移るときやサービスの利用を開始するときなどに**活用(提示)する**ことで、本人を知ってもらうことができる。
- 保護者が記入しづらいところは、**支援者の協力**を得ながら記入する。

10

こども支援会議で目指す サポートブック ③

4. 支援シートに綴じこむことで活用される

- 支援シートにサポートブックのコピーを綴じこむことにより、子どもに関する基礎的な情報(生育歴や相談・判定歴、日常生活の状況など)が、主として、学齢期において引き継がれていく。

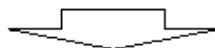
5. 障害者相談支援事業とサポートブックとのリンク

- 障害児支援利用計画等の基本情報(アセスメントシートなど)の一部としてサポートブックを活用する。
- 障害者相談支援事業の担い手である基幹相談支援センター等の委託相談支援事業者が、相談支援業務の一環として、サポートブックの作成や見直しを支援できるようにする。

11

サポートブックの活用に向けて

- こども支援会議において、サポートブックの周知・活用・フォローの方法を検討する中で、作成したサポートブックが、それを活用する保護者や支援者にとって、取り組みやすく、使いやすいものでなければ浸透しないため、広く活用されるサポートブックに育てていくための改良・検証期間が必要という共通認識に至った。



こども支援会議でモデル事業を実施

- | | |
|--------|--|
| 【目的】 | モデル事業での検証結果を踏まえ、全市的な運用ができるように、 <u>サポートブックが広く活用される仕組みを整えていく</u> ことを目指す。 |
| 【実施機関】 | 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 こども支援会議 |
| 【実施期間】 | 平成27年度から平成28年度まで(評価・検証を含む) |
| 【評価項目】 | ＜サポートブックの使い勝手、記載内容＞、＜保護者の記入の負担、支援者等による協力の負担＞、＜活用場面、メリット・デメリット＞等について、ライフステージごと(未就学 ⇒ 小・中・高 ⇒ 進路先)に検証する。 |

12

モデル事業の評価・検証について ①

1. 評価の方法

- 保護者、支援者に対するヒアリング・アンケート等による聞き取りを実施する
- 細かい感想なども聞く必要があるため、できる限り、ヒアリングによる評価を実施する

2. 評価項目

<保護者>

- 大変だったところ(記入負担は?)、よかったところ(振り返りができたか?)
- メリットはあった?なかった?

<支援者>

- 取り組みの際に配慮したこと(フォローの技術、説明の仕方など)
- デメリット(フォロー負担など)、メリット(利用計画等を作成する際に役立った?)
- 優先的に記載してもらおうのはどの項目? 付け足す項目、不要な項目は?

13

モデル事業の評価・検証について ②

3. 見直しのタイミング、フォロー体制

- 見直しのタイミングは、どの時期が適切か? 定期的に見直しするか? ライフステージの変化の際、少なくとも3年ごとの見直しとするか?
- 学校の先生や福祉サービス事業所のフォローは可能か? 難しいか? どの部分ならフォローが可能なのか?

4. 活用場面の想定・活用方法

- サービス利用の際の市の調査、相談支援事業所による障害児支援利用計画等の作成、学校の就学相談、入学時等の基礎資料として活用できたか?
- 保護者や支援者の聞き取りの負担の軽減につながった?
- わたし・保護者の願いは、各々の計画に反映されたか?

14

サポートブックの活用について お願い①

- モデル事業にご協力いただいた保護者の方は、お子さんの現在の姿やこれまでの育ちの経過を支援者に伝えたいという気持ちで、**平均して3・4時間かけて、サポートブックを作成**しています。
- それだけに、サポートブックへの期待は大きく、「これでもう、一から全部話さなくてよくなるのね」、「この子の性格や特性を、通所先や進路先の支援者の人に共有してもらいたい」、「保護者が提示して使うという位置づけなら、**支援者側へサポートブックの周知や活用方法も浸透させてほしい**」等の意見が、ヒアリング時に多く挙がっています。
- 相談支援事業所や高等部卒業後の進路先、現在利用中のデイサービス事業所等に保護者の方がサポートブックを持参した際は、「**子どもの育ちとこれからの願いを共有する**」という気持ちで、受け止めていただくよう、お願いいたします。

15

サポートブックの活用について お願い②

【保護者の願い～支援者に大事にしてもらいたいこと～】

- **「子どもの気持ち、子どもの姿」を知ってほしい、一緒に考えてほしい**
一人ひとりの「育ち」がある。その子なりの表現や行動、気持ちがある。
- **「保護者の気持ち」を知ってほしい**
家庭によって何を大事にしているのか、みんな異なる。
(子どもの願う姿が異なる ⇒ 家庭での過ごし方やサービス利用に求めること等、支援者に求めることも変わってくる)
- **「聞き取り」の負担を軽減してほしい**
学校や事業所に提出する書式の一部をサポートブックで代用できるようにしてほしい

支援者間(教育・福祉等)で一番共有してもらいたいこと



(サポートブック参照 P1～P3、P11～14)

* わたしの願い

* 家族の願い

* わたしのこと

* 日常生活のちから

<支援者へ向けて伝えたいこと>、<本人へ向けて伝えたいこと>

性格・好きなこと・苦手なこと、接し方のコツ...

保護者の見立て+教育や福祉の見立て

16

【ヘルパーなど子どもへ直接支援する職員さんに向けて】

(児童発達支援、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援 等)

《お願いしたいこと》 ～本人理解・本人支援の参考にさせていただきたい～
(可能な範囲で)

契約時のアセスメント、直接支援や個別支援計画作成の参考にサポートブックを活用

(例1) 事業所を新規契約する時の基礎資料として活用

⇒ サポートブックをベースに面接+事業所ごとに必要な情報をアセスメント ⇒聞き取り負担の軽減!

(例2) 新しいヘルパーさんに本人理解の参考資料として活用

⇒ 初めて子どもと接するヘルパーさんに「**ここだけ**」は見てほしいところ!

- * 本人・家族の気持ち <願い>
- * 性格・好きなこと・苦手なこと
- * 命に関わること(アレルギーや発作など)

(例3) 直接支援をする際の参考に活用(預かり、お出かけ)

- * 医療ケア情報(かかりつけ医、既往歴、薬、特記事項)
- * 日常生活のちからの記録 (5項目20領域+特記事項)

家庭・学校・福祉でお子さんの現在のちから・支援の方法が共有できると良い!

- ① 身の回りのこと【飲食、着替え、排泄、洗面・整髪・お風呂、睡眠、生理】
- ② コミュニケーション【子どもからの意思伝達、大人からの指示理解】
- ③ 概念理解【文字、時間、数】
- ④ 移動【外出、危険認識・安全理解】
- ⑤ 生活【お手伝い・片づけ、買い物、集団生活・社会生活(主、学校での様子)】 + 特記事項(こだわり等)

17

【相談支援専門員さんに向けて】

《お願いしたいこと》 (可能な範囲で)

～本人理解・本人支援の参考にさせていただきたい～

初回の面接時やサービス等利用計画作成する時に、サポートブックを活用

(例1) 面接時 事前情報ツールとして活用

保護者と相談員の間で、ある程度、**本人の共通理解(大まかなイメージ)**がある中で話ができる!

【保護者に対して】

- * <一から全て聞かない工夫>
相談員の視点から、サポートブックの記載の中で、気になる点・聞いてみたいエピソードを取りだし、「～ですか?」と質問し、そこから話をふくらませる
- * <話を聞ききっかけに>
「相談・判定歴」の「ポイント」となる記録から、どんな経過で「発達の遅れ」に気付いたのか、その後どんな相談につながったのか、過去から今までを振り返るきっかけにする

【本人に対して】

好きなことや学校・家での過ごし方から質問したり、できることをほめたり、話をするきっかけに

(例2) サービス等利用計画作成時 基礎的な資料として活用

- * わたし・家族の願い、支援者へ向けて伝えたいこと ⇒ 計画に反映できる?(希望する生活・本人のニーズ)
- * サポートマップ、週間予定表 ⇒ 申請者の現状(基本情報)【現在の生活】別紙2
- * 生育歴、相談・判定歴、医療ケア情報、福祉サービス利用歴 ⇒ 申請者の現状(基本情報)別紙1

18

【高等部卒業生の進路先の職員さんへ向けて①】

高3生保護者、モデル事業協力者の気持ち

- 2年生の校内・現場実習から始まり、3年生の前期実習、後期実習、追実習と適性に合った進路先を見つけるために、本人・保護者共々、長い期間努力をされてきたことと思います。
- 学校卒業を間近に控え、生徒・保護者の方々は、慣れ親しんだ学校を離れる寂しさや、4月以降社会人として、新たに踏み出す生活に対する期待と不安の気持ちでいっぱいです。
- 「新たな自分の居場所として、毎日元気に通えるようになってほしい」、「初めは荒れるのを覚悟してるけれど、できるだけ早く慣れてほしいな〜」、「お仕事(役割)とお楽しみ(余暇)、人として普通のことが当たり前でできる人生を送ってほしい」など、4月以降の生活に対する願いも様々です。
- サポートブックモデル事業に協力してくれた保護者の方は、4月以降お世話になる進路先の職員の方が、安心して本人の支援ができるように、「支援者に向けて伝えたいこと」、「障害特性」や「コミュニケーションの取り方」、「パニックになった時の接し方」等をサポートブックに記載しています。
- 事前に本人の基本的な情報をお伝えすることで、本人もできるだけ落ち着いて過ごせるようにという視点で学校の先生等のアドバイスをもらう等して、真剣に取り組んでくれました。

19

【高等部卒業生の進路先の職員さんへ向けて②】

《お願いしたいこと》 (可能な範囲で)

～本人理解・本人支援の参考にさせていただきたい～

☆ 学校からの申し送り資料(支援シート等) + サポートブックを引き継ぎ資料として活用

(例) 学校からの申し送りのケース会議がある場合、事業所等の契約や利用登録の時 など

- * 本人・家族の願い、本人の状態像、これまでの支援経過を家庭・支援者間で共有するツールとして活用
⇒ 一貫性のある支援・支援の継続性につなげる
- * 個別支援計画の作成、本人の直接支援をする際の参考資料として活用
(日常生活のちから・特性・こだわり)
⇒ 目標・支援方針・支援の手立てに役立てる

☆【事業所等の方へ】

これから、事業所の契約や利用登録をする場合など、保護者の方とお顔合わせする機会がある時は、「サポートブックも持ってきてください」とご案内をお願いします！

☆【学校関係者の方へ】

モデル事業協力生徒さんに、事業所の契約等の時に「サポートブックを持って行くように」ご案内をお願いします！

卒業前に、「願い」等の見直し、更新の案内やフォローをしていただけると大変ありがたいです。

20

【就労援助センター職員さんへ向けて】

《お願いしたいこと》（可能な範囲で）

～本人理解・本人支援の参考にしていただきたい～

- ☆ 就労援助センター登録時 センター書式の「利用申込書」+ サポートブックを活用
- ☆ 学校からの申し送り資料(支援シート等) + サポートブックを引き継ぎ資料として活用

就職内定

(卒業式の前後)3月頃 就労援助センター利用登録

- ・ 事前に「利用申込書」を保護者が記入し、登録時に本人が提出する
(* 武山養護 就労援助センターにて登録 * 岩戸養護学校 学校にて登録(進路・担任・本人))
- ・ 「利用申込書」の記入欄で、サポートブックの内容と代用できる部分は、「サポートブック参照」として、全部記入しなくてもよい等配慮
- ・ 就職先で考えられる課題等も保護者の目線で、サポートブックに記入してもらえると、「職場定着支援計画」に活かせる部分があるかも

就労レベルの生徒のサポートブック活用については、モデル事業を継続してさらに検証が必要

＜活用場面の想定＞

- * 就労援助センターの利用登録時に、サポートブックを活用
- * 「職場定着支援事業」の「職場定着支援計画」作成の際の、参考資料として活用
- * 「障害基礎年金」の申請の時の基礎資料として活用

21

ヒアリングでの保護者の意見

(大変だったところ)

- * 記入時間 早い人 1～2時間 平均 3～4時間くらい 時間をかける人 5～6時間
- * 小さい頃のことは忘れていたため、思い出すのが大変。母子手帳がない場合もある。

(よかったところ)

- * 忘れかけていた 子育ての大変さや、わが子の成長過程を振り返ることができた。

(記入フォローについて)

- * 必要なフォローをお願いしたい
支援者と一緒に作成 / 基本的に保護者+付け足し先生等 / 保護者一人で作成
保護者に見えにくい部分「学校での本人の様子、概念理解」は先生と情報共有したい
⇒ 教育/福祉/医療それぞれの視点で付け加えてほしい

(その他)

- * 更新・見直しが必要 ⇒ 長く使うことが難しい。更新を保護者任せにしていると続かない。
- * 手帳を取得した時など、早い段階でサポートブックを紹介してほしい。

22

ヒアリングでの支援者の意見

○ 取り組みの際に配慮したこと(フォローの技術、説明の仕方など)

- * **最初に関わる機関が丁寧に説明・フォロー**する必要がある。
- * **直接支援(現場)で活かせるように、日常生活の部分は細かく書けるように、具体的に説明した。**
- * **本人のことを話題にする部分を中心にフォロー。保護者の子どもへの思いを引きだせるように、書きにくいところ(本人の願いや学校生活の部分等)はヒントを出して、保護者が納得できるような内容に落ち着いた。**

○ 活用事例

- (学校) ・ 中学卒業を見据えての準備として、福祉サービスや関係機関へつなぐツールとして作成 ⇒ 放課後等デイサービスや移動支援、相談支援の利用につながった
- (相談支援) ・ 面接の時、**話を聞き出すきっかけ**になる。**大まかな本人像がイメージできた。**(細かく書かれているとわかる)。
・ 「本人・家族の願い」「週間予定表」 ⇒ **計画へ反映できた**
- (市) ・ **療育手帳の再判定の資料**(保護者に事前に送っているアンケート)の一部として活用。
・ 18歳到達の**区分認定調査**の時、事前にサポートブックを読んでおき、聞きたいところ・気になるところを中心に面接を進めた。

23

サポートブックを本運用するための課題

サポートブックを継続・広めるためには...?



<フォロー体制と活用場面の積み上げが必要>

- | (導入) | (新規) | (更新) |
|-----------------------------------|------------------|-------------------------|
| * 保護者・本人の動機づけ
* 具体的な活用場面(メリット) | ⇒ 作成
＜フォロー体制＞ | ⇒ 内容の見直し
＜時期/フォロー体制＞ |

- 作成時や作成後に必要な**フォローができる体制**が必要
- 作成後の**「更新・見直し」の時期や方法の検討**
- **活用場面の積み上げ**が必要
 - * 各計画(個別支援計画やサービス等利用計画等)の基礎資料としての活用
 - * 直接支援をする現場で活用可能性の検証
 - * ライフステージが移行する時の引き継ぎ資料としての活用
- サポートブックの**中身の精査**

24

2. 基幹相談支援センターのあり方について（全体会提出案）

基幹相談支援センターのあり方について

（全体会提出案）

平成28年3月

横須賀市 障害とくらしの支援協議会
実務者運営会議

1

1. 基幹相談支援センターの役割（機能） ①

基幹相談支援センターの役割（機能）に対する考え方と概要

- 横須賀市では、**委託相談支援事業所の役割（機能）も併せ持った**基幹相談支援センターとして、その役割（機能）を検討した。
- 国の示す4つの機能を踏まえ、横須賀市として重視すべき役割（機能）として、A～Lの12の役割（機能）を、基幹相談支援センターが必ず実施しなければならない**基本的な業務**として位置付けた。
- また、国の示す4つの機能には当てはまらない、**その他の役割（機能）**として、M～Nの2つの役割（機能）を、基本的な業務にプラスする**付加的な業務**（もしくは、将来的に実施を検討すべき業務）として位置付けた。

基本的な業務 (A～L)	1. 総合的・専門的な相談支援の実施	A 障害児者やその家族に対する総合相談窓口(幅広い相談に対応)
	2. 地域の相談支援体制の強化の取り組み	B 生涯一貫した支援が行える体制づくり
		C 多様な障害に対する総合的・専門的な対応
		D グループスーパーバイズの実施
		E 関係機関による様々な連携や調整が必要となる事例への支援
		F サービス等利用計画等の作成の推進
		G 研修の実施
		H 研究・社会資源の開発
		I 関係機関とのネットワークと調整機能
	J 障害とくらしの支援協議会の事務局	
	3. 地域移行・地域定着の促進の取り組み	K 地域移行・地域定着の普及啓発
	4. 権利擁護・虐待の防止	L 権利擁護・虐待防止の普及啓発
付加的な業務(M～N)	M 災害時の支援	
	N 交流の場(機会)の提供	

2

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ②

1. 総合的・専門的な相談支援の実施

A 障害児者やその家族などに対する総合相談窓口(幅広い相談に対応)

- ◇ 障害児者やその家族などが、どこに相談していいかわからないときの総合相談窓口。
- ◇ 障害の種別や年齢に関わりなく、医療・保健・福祉・教育・労働などの多種多様な相談内容に一次的に対応できる(どんなことでも質問できる)、障害に関する一元的(総合的)な相談窓口。
 - ⇒ 医療保険、年金、障害福祉サービス、介護保険、生活困窮、特別支援教育、障害者雇用などに関する十分な知識を持って、相談に対応できる場所。様々な情報を提供できる場所。
 - ⇒ 障害のある方だけでなく、家族まるごとを見ることができる役割を期待。
- ◇ 相談の内容によって、指定特定相談支援事業所等、サービス提供事業所、健康福祉センター、児童相談所、こども青少年支援課、横須賀市療育相談センター、保健所健康づくり課、医療機関、障害福祉課、地域包括支援センター、高齢福祉課、介護保険課、健康保険課、生活福祉課、窓口サービス課(国民年金担当)、教育委員会支援教育課、特別支援学校、普通校、ハローワーク、よこすか就労援助センターなどの関係機関につないでいく。
- ◇ 基幹相談支援センターの職員には、主訴を明らかにするインテークの能力と適切な支援機関に、丁寧につなぐ、コーディネート能力が求められる(つないでいく専門性)。 3

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ③

B 生涯一貫した支援が行える体制づくり

- ◇ ライフステージが変わっても、関係機関と支援の方向性を共有し、生涯一貫した支援を行うことのできる体制づくりが必要である。
- ◇ そのためには、本人の生育歴や相談・判定歴などの「基礎的な情報」や本人や家族の願いなどの「支援の方向性」の参考となる情報が必要となる。
- ◇ 基幹相談支援センターの役割(機能)として、その職員が、障害とくらしの支援協議会の「こども支援会議」で全市的な運用を検討している「サポートブック」の作成や見直しの支援を行うことで、生涯一貫した支援が行える体制づくりを目指す。
 - ⇒ 「サポートブック」は、最初に本人に関わる支援機関等(保健師や療育相談センター等)が作成の支援を行い、その後本人に関わる支援機関等が見直しを行うことが望ましいが、どの支援機関等も作成の支援や見直し等が行えないときは、必要に応じて、基幹相談支援センターの職員が支援を行う。
 - ⇒ 「サポートブック」をベースとして、医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある方に生涯一貫した支援を行うことができるようにするため、「個別の支援計画(支援の方向性)」(学校の支援シート・サービス等利用計画など、ライフステージや計画の内容によって、その呼称が変化することもある)を作成できるようにする。 4

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ④

C 多様な障害に対する総合的・専門的な対応

- ◇ **障害者相談支援事業**に位置付けられている障害者等の生活全般を含む**一般的な相談に丁寧に対応**していく。
- ◇ 主として、**サービス等利用計画等の作成につながらない方**や**関係機関による様々な連携や調整が必要となる方**を、**担当ケース**として、**継続して支援**していく。
- ◇ 地域の指定特定相談支援事業所等が**対応できない部分をカバーする役割**を担う。
- ◇ 地域の指定特定相談支援事業所等の依頼を受けて、**連携(面接の同席やケース訪問の際の同行など)**して支援を行う。
- ◇ 支援の方法として、**各種障害の専門性の高い職員が対応できる(組織としての専門性が発揮できる)仕組み**とする。
 - ⇒ 基幹相談支援センターの職員による対応(単独での対応)
 - * 適切な支援機関につなぐための**適切な判断ができるか**について、専門性が求められる
 - * 職員個人としてだけでなく、**組織(機関)としての専門性**が求められる
 - ⇒ 専門機関等の職員や専門家による対応(専門的な外部機関等の活用による対応)
 - * 弁護士、司法書士、社会保険労務士、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士など
 - ⇒ 提携する指定特定相談支援事業所等の職員による対応(相談支援ネットワークによる対応)

5

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ⑤

2. 地域の相談支援体制の強化の取り組み

D グループスーパーバイズの実施

- ☆ **相互スーパーバイズが可能な組織**や相談支援専門員が**安心して相談できるような機能(場所)**を作る必要がある。
 - ⇒ 地域の指定特定相談支援事業所等と連携(提携)して、ケース検討会等を行う。
 - ⇒ 相談支援専門員同士が相互に相談し合える場を設置する。

E 関係機関による様々な連携や調整が必要となる事例への支援

- ☆ **地域の指定特定相談支援事業所等へのスーパーバイズ**を行う。
 - ⇒ 地域の指定特定相談支援事業所等に対して、面接の同席やケース訪問の同行などによる指導・助言を行う。

6

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ⑥

F サービス等利用計画等の作成の推進

- ◇ 一般的な相談を受けていく中で、サービスの利用につながるケースが生じた場合には、**利用者の基本情報**や**利用者の意向等**を勘案したサービス等利用計画等の**初期情報を収集又は記入の上**、地域の指定特定相談支援事業者等に**情報提供**する。
 - ⇒ 利用者等が適切な指定特定相談支援事業所等を**選択できるよう**、**情報提供や連絡調整などの支援**を行う。
 - ⇒ 地域の指定特定相談支援事業者等が、最終的なサービス等利用計画案等を作成する。
- ◇ 地域の指定特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画等の内容も含めた**計画相談支援等の作成等**について、情報共有を図りつつ、**必要な指導・助言**を行う。
- 市全体でサービス等利用計画等の作成が必要な件数の**一定割合**を作成する。
- サービス等利用計画等の作成は、**関係機関による様々な連携や調整が必要となる方**を中心に行う。
- 地域の指定特定相談支援事業所等が既にサービス等利用計画等を作成している人のうち、**関係機関による様々な連携や調整が必要となった方**について、地域の指定特定相談支援事業所等からサービス等利用計画等の作成を**引き受けていく**。

7

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ⑦

G 研修の実施

- ☆ **各種研修(市民向けの啓発研修・関係機関向けのスキルアップ研修など)の実施**
 - ⇒ 障害者差別解消法や権利擁護などの市民向けの普及啓発のための研修を実施する。
 - ⇒ 関係機関向けの**各種研修会**や**事例検討会**を実施する。
 - ⇒ 相談支援専門員の増員やサービス等利用計画の**作成の推進と質の担保**を図る。

H 研究・社会資源の開発

- ☆ **各種研修体系の作成や研究活動、地域診断の実施や地域の社会資源の開発**などを行う。
 - ⇒ 相談内容の**集積と分析**を行い、ある程度の**解決方法を構築**していく。
 - ⇒ 不足している**インフォーマル**なものを含む社会資源を提言していく。
 - ⇒ **事例を集積していく研究の場**として、課題を協議会や施策へつなげていく。
- ☆ **当事者会**や**家族会**、同種のサービス事業者の**連絡会議等**の立ち上げ等のバックアップを行う。
 - ⇒ 関係者によるネットワークの呼びかけ方、集め方、進め方をシステム化する。

8

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ⑧

I 関係機関とのネットワークと調整機能

☆ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)、サービス提供事業者、当事者会、家族会との連携強化のため、ネットワーク会議(連絡会議)などを開催(もしくは、構成メンバーとして参加)する。

⇒ 地域でつながる仕組みを大切にする。

☆ ネットワーク会議(連絡会議)を活用して、サービス利用などに関する調整機能の役割を果たす。

⇒ サービス提供事業所間では解決することが難しい、短期入所等の利用調整を行う。

⇒ 基幹相談支援センターが調整機能を担えるよう、市(行政)が権限を持って、バックアップしていく必要がある。

J 障害とくらしの支援協議会の事務局

☆ 障害とくらしの支援協議会の相談支援関係の事務局機能の一部を担う。

⇒ 協議会の事務局として、円滑に業務を遂行できるよう、適切な事務職員の配置が必要。

9

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ⑨

3. 地域移行・地域定着の促進の取り組み

K 地域移行・地域定着の普及啓発

☆ 当面は、関係機関等に向けた普及啓発を中心に行う。

☆ 地域移行・地域定着のための下地づくりを行う。

□ 指定一般相談支援事業所として、地域移行支援・地域定着支援を実施できる運営体制を整える。

4. 権利擁護・虐待の防止

L 権利擁護・虐待防止の普及啓発

☆ 権利擁護(親亡き後の支援、成年後見制度の推進を含む)や虐待の防止のための研修会の実施など、普及啓発を中心に行う。

⇒ 障害者虐待防止センターとしての機能は、市の障害福祉課が担う。

10

1. 基幹相談支援センターの役割(機能) ⑩

5. その他の役割(機能)

M 災害時の支援

○ 民生委員は、地域の障害者を把握しにくいとため、災害時の支援が必要となる。地域の住民や支援者と情報共有を行い、災害時など、何かあったときに、市と協働して動けるような仕組みが求められる。

⇒ 行政の災害時要援護者プランに基づく支援者等との連携や役割分担、平常時の訓練などができるとう良い。

N 交流の場(機会)の提供

○ 当事者会や家族会などの情報提供を行う。

○ 障害のある方々が気軽に集まり、話ができる場(機会)を提供する。

⇒ イベントの開催などを通じて、相談や当事者同士の交流、意見交換ができる場を提供する。

11

2. 基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項 ①

1. 運営形態 (基本類型=委託設置型・市内全域・二層構造)

○ 既存の4つの委託相談支援事業所を、市内全域を対象区域とする1つの委託相談支援事業所に統合し、基幹相談支援センターの機能を上乗せして委託する。

⇒ どこに相談すれば良いか分かりやすい、様々な相談に対応してもらえ、より多くの職員や保健師等の専門職員を配置しやすい、集約することによって事務経費の節減ができる、などの利点がある。

⇒ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等の3つの役割を併せ持つて運営を行う。

⇒ 委託にあたっては、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所(指定特定相談支援事業所等としての役割も含む)としての役割(業務)を適切に実施することができるよう、委託契約の仕様書等の中で、それぞれの業務内容や必要な人員に関して、明確に区分していく必要がある。

⇒ なお、指定特定相談支援事業所等としてのサービス等利用計画等の直接的な(通常の)作成業務については、国の報酬として算定されるため、委託料の対象とはならないが、通常の計画作成業務の範囲を超えた関係機関との様々な連携や調整に関する業務については、委託料の対象として差し支えないと考えられる。

12

2. 基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項 ②

- **週5日・1日8時間の開設**(土・日・祝日は休み)とする。
 - ⇒ **週7日や夜間の開設**については、職員配置や委託料と密接な関係があるため、設置当初は行わない。設置後の運営状況を踏まえて、**基幹相談支援センターの運営協議会**(設置予定)などで、慎重に検討していく。
- 休日・夜間(開設日・開設時間以外)については、**緊急事態に対応できるような連絡体制を整えておく**こととする(**携帯電話等による緊急対応を想定**)。
 - ⇒ 保護者の急な入院など、何が緊急にあたるのか、どのような人からの緊急連絡を受け入れるのか、どのような対応を行うのか、ホームページやパンフレットに緊急対応の電話番号を公開するのか、などについて、**具体的な内容や方法を定めておく必要がある**。
- 既存の2つの委託相談支援事業所が実施している**日中活動は行わない**。
 - ⇒ 精神障害者のフリースペース(アメグスト)と高次脳機能障害者の日中活動の場(ゆんるり)の必要性はあるため、基幹相談支援センターの業務としてではなく、**別の形の事業で実施していくことができるよう検討していく必要がある**。
- 障害とくらしの支援協議会の事務局機能や権利擁護の取り組みなどについては、市の障害福祉課と基幹相談支援センターが**協働して担う**。
 - ⇒ 協議会の事務局機能や権利擁護の取り組みについて、**市と基幹相談支援センターと協議会との役割分担**をしていく必要がある。

13

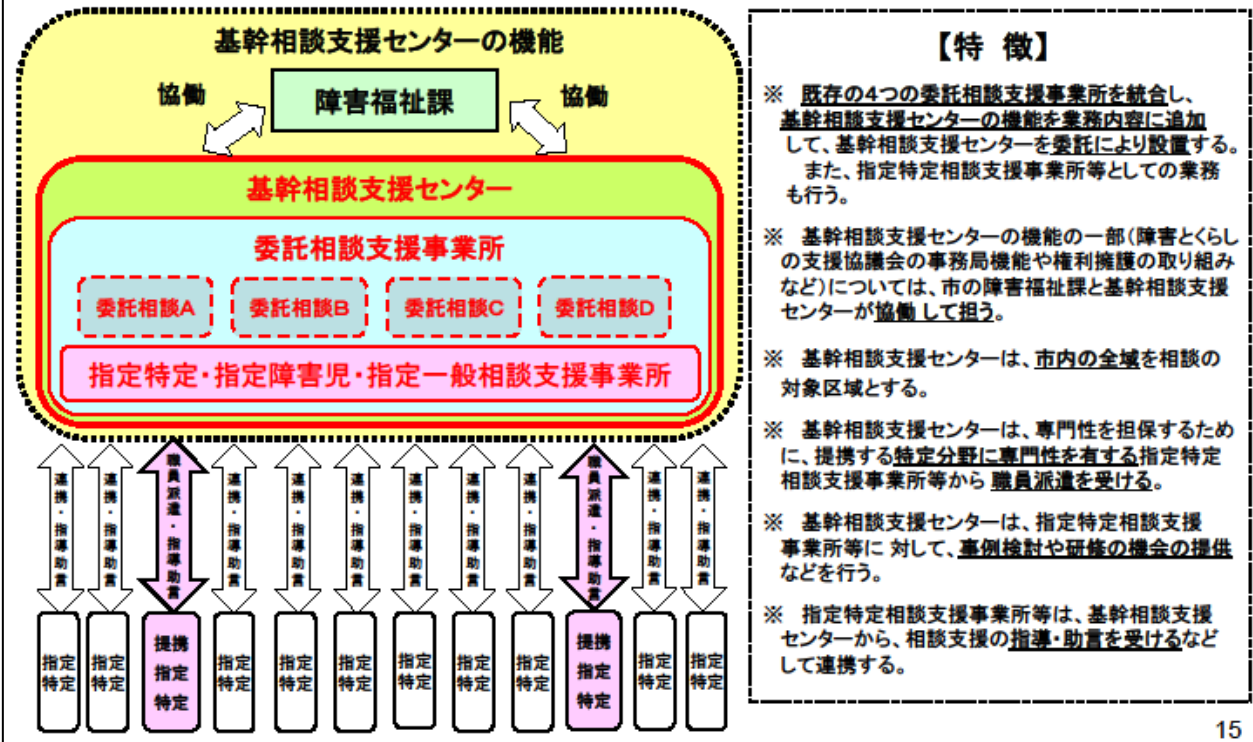
2. 基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項 ③

- 市内全域を対象とした唯一の総合相談窓口として、**横須賀市総合福祉会館内に設置**することが望ましい。
 - ⇒ **交通の利便性が良い、障害者本人を含めて、慣れ親しんでいる場所である、必要な大きさの会議室を利用しやすい、同一建物内にある、よこすか就労援助センター、点字図書館、社会福祉協議会などとの連携が取りやすい、などの利点がある**。
 - ⇒ 市の施設であるため、**家賃を減免することが可能**である。
- 総合福祉会館に相談に行くことができない方に対して、**自宅等へ訪問できる職員体制や運営体制を整える**必要がある。
- 委託料の総額の範囲内で、指定された職員配置や業務内容などの**委託業務に支障がない場合には、地域に分室を設置する**ことができる。
 - ⇒ 総合福祉会館に相談に行くことができない方に対しては、自宅等に基幹相談支援センターの相談支援専門員等が訪問するなどの方法を取ることができるが、自宅等への訪問を希望しない方もいるため、基幹相談支援センターの**業務を受託する事業者からの提案**により、**委託業務に支障のない場合(指定された職員配置と業務内容が実施できることが条件)には、地域に基幹相談支援センターの分室を設置する(複数か所も可能)ことができる**。
 - ⇒ ただし、家賃などの分室の設置費用について、**委託料の上乗せは行わない**こととする。

14

2. 基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項 ④

【基幹 委託設置型 ・ 市内全域 ・ 二層 構造】



15

2. 基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項 ⑤

2. 職員配置の基本的な考え方

- **管理者 1名(常勤かつ専従)**

⇒ 業務に支障がない場合には、従業者や事務職員との兼務は可能。

⇒ 他の事業所との兼務はできない。

※ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、中立性や独立性を確保しながら、リーダーシップを発揮できる管理者を配置することが重要！

現在のサポートセンターの従業者10名(常勤8名+非常勤2名)に新たに2名(常勤)を上乗せして配置する。
- **従業者 12名以上(常勤換算)**

※ 委託料と密接な関係があるため、今後、人数等について、変動の可能性あり

⇒ 従業者のうち、**常勤かつ専従**の相談支援専門員が**10名以上**必要

⇒ 常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、**6名以上**は、**社会福祉士**または**精神保健福祉士**の資格を有していなければならない。

⇒ 常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、**4名以上**は、相談支援専門員としての**実務経験が5年以上かつ900日以上**であることが必要

⇒ 従業者のうち、**保健師**が**1名以上(常勤換算)**必要

⇒ 従業者のうち、特別支援学校教諭免許状等を有し、**特別支援学校等での教職員としての実務経験を有する職員**が**1名以上**必要

※ 研修の実施や障害とくらしの支援協議会の事務局機能の一部を担うため、新たに専任の事務職員2名(常勤1名+非常勤1名)を配置する。
- **事務職員 2名以上(常勤換算)**

※ 委託料と密接な関係があるため、今後、人数等について、変動の可能性あり

⇒ 従業者のうち、**常勤かつ専従**の事務職員が**1名以上**必要

※ 基幹相談支援センターと委託相談支援事業所(指定特定相談支援事業所等としての役割も含む)としての役割(業務)を適切に実施できるよう、委託契約の仕様書等の中で、それぞれの業務を行う人員の職種や人数を定めることとする。

16

2. 基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項 ⑥

3. 委託料の積算の基本的な考え方

<委託料> **82,000千円(試算)** ※ 総合福祉会館を使用する場合を想定して試算

【内訳及び積算根拠】

現在のサポートセンターの相談支援部分の委託料 60,120千円に、基幹相談支援センターの機能部分の新たな委託料 約22,000千円を上乗せするという考え方で試算している

- **人件費** **76,000千円** (@8,000千円×1名+@5,500千円×11名+@2,500千円×3名)
 - ※ 基幹相談支援センター職員15名(常勤12名+非常勤3名)の人件費
 - ⇒ **管理者** 1名(常勤8,000千円)
 - ⇒ **従業者** 12名(常勤5,500千円×10名+非常勤2,500千円×2名)
 - ⇒ **事務職員** 2名(常勤5,500千円×1名+非常勤2,500千円×1名)
- **職員派遣費** **1,200千円** (@5千円(半日)×月20回×12月)
 - ※ 提携する指定特定相談支援事業所等の職員に対する派遣費
- **報償費** **1,800千円** (@30千円×年60回)
 - ※ 各種研修の講師謝礼、弁護士等の専門相談に対する謝礼など
- **事務費** **3,000千円**

【参考】 障害者相談サポートセンター(4つの委託相談支援事業所)に対する業務委託料

平成27年度予算額 76,620千円(相談支援部分 54,000千円、家賃相当部分 6,120千円、日中活動部分 16,500千円)

※ 基幹相談支援センターと委託相談支援事業所(指定特定相談支援事業所等としての通常の計画作成業務等の範囲を超えた業務を含む)の業務について、**委託契約の仕様書等の中で、それぞれの業務の委託料を明確に区別すること**とする。なお、指定特定相談支援事業所等としてのサービス等利用計画等の直接的な(通常の)作成業務については、国の報酬として算定されるため、委託料の対象とはしないこととする。

17

3. 基幹相談支援センターの運営に関するその他留意事項 ①

1. 中立性と独立性

- 基幹相談支援センターには、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、**中立性と独立性が強く求められる。**
 - ⇒ サービス等利用計画等の作成のことも含め、中立性のある基幹相談支援センターが、利用者とサービス事業所等との間を調整することができる。
 - ⇒ 利用者やその家族が「相談」したことで、自分たちの身に嫌なことが生じないという**安心感**のためには、中立性と独立性が必要となる。
- 中立性と独立性を持って運営するためには、次のような方法を考える必要がある。
 - ① 地域で障害福祉サービス等を運営する法人(基幹相談支援センター業務の受託法人)から**独立性を保てるような組織**とすること
 - ② 直接的な**利害関係のない法人を新たに設立**して、基幹相談支援センターの業務を委託すること

18

3. 基幹相談支援センターの運営に関するその他留意事項 ②

2. 市及び障害とくらしの支援協議会との役割分担とその周知

- 市の役割と基幹相談支援センターの役割を整理し、業務の住み分けを行うことが必要となる。併せて、障害とくらしの支援協議会と基幹相談支援センターとの役割を整理し、必要に応じて、障害とくらしの支援協議会の組織や運営方法等を変更していく必要がある。
 - ⇒ 市(行政)の権限がなければできない支援について、市(行政)は、責任を持って行い、基幹相談支援センターが行う支援が最大限に行えるよう、バックアップすることが必要。
 - ⇒ 基幹相談支援センターとしての業務が過重とらないように注意する必要がある。
 - ⇒ 基幹相談支援センターの役割についての周知、普及啓発が必要。

19

3. 基幹相談支援センターの運営に関するその他留意事項 ③

3. 市の権限と基幹相談支援センターとの協働

- 基幹相談支援センターが役割(機能)を果たすためには、市(行政)が権限を持って、バックアップ(協働)していくことが必要となる。
 - ⇒ 市(行政)が権限を持って、バックアップ(協働)していくことで、基幹相談支援センターが、関係機関との連携や調整が行いやすくなる。
- 市(行政)が権限を持って基幹相談支援センターの運営に参画することが必要となる。
 - ⇒ 市は、権利擁護的な部分を多く担ったり、問題のあるケースに対して厳しいことを伝えるなど、基幹相談支援センターと協働していくことが必要。

20

3. 基幹相談支援センターの運営に関するその他留意事項 ④

4. 運営法人の選定と評価

- **地域の特性や実情をよく知り、地域の関係機関と緊密な連携を行うことができる**事業者の選定が必要である。
 - ⇒ 市内の事業者に限定するか、市内の事業者としての実績を評価する等、**地域の実情を知らない事業者の参入は避けるべき**である。
- 利用者との関係づくりや相談技術、地域づくりのノウハウ等が蓄積できるよう、**一定程度の委託期間が必要**である。
 - ⇒ 4年または5年といった短期間で事業者が変更されないようにする必要がある。
- 市は、事業者の選定について、プロポーザル方式による4年または5年ごとの公募に限定することなく、**地域の関係機関と適切な方法を協議することが必要**である。
- 基幹相談支援センターに**運営協議会を設置**し、市の関係機関やサービス提供事業者、障害者団体、相談支援事業者等に参加してもらい、**運営方法等についての意見や評価を受ける機会**を設けることとする。
- **障害とくらしの支援協議会**においても、基幹相談支援センターの**運営等に関する評価を受ける機会**を設けることとする。

21

3. 基幹相談支援センターの運営に関するその他留意事項 ⑤

5. 支援の専門性・継続性と人材の育成

- 4つの障害者相談サポートセンター（委託相談支援事業所）が基幹相談支援センター統合された場合でも、**既存の利用者に対する支援の専門性・継続性を担保**できるよう、配慮して運営を行う必要がある。
 - ⇒ 4つの障害者相談サポートセンターの相談支援専門員等が、**今までのノウハウや経験を生かせるよう**、引き続き、基幹相談支援センターで業務を行えることが望ましい。
 - ⇒ もしくは、以前の担当者（支援機関）から新たな担当者（支援機関）の間で、利用者の支援を**丁寧に引き継いでいく**必要がある。
- 相談支援に限らず、福祉サービスは、そこに携わる**人材が重要**であることを認識し、基幹相談支援センターや相談支援事業者の職員のみならず、障害のある方やその家族の支援に携わる人など、幅広く、**将来を担う人材の育成**に努めていくことが重要である。



22

3. 協議会の設置要綱

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成20年8月1日

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議によって組織する。

2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。

- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議する課題の設定に関すること。

4 つながり創り連絡会は、次の各号に掲げる連絡会で構成し、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。

- (1) くらしを支える連絡会 地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握、有効活用等、具体的なサービス提供のあり方について
- (2) 支援ネットワーク連絡会 相談支援機関の役割分担等の地域の相談支援体制のあり方及びサービス等利用計画等の効果的な推進方法について
- (3) しごと支援連絡会 企業情報の共有化、職場定着支援等による一般就労に対する支援及び受注機会の拡大等による福祉的就労の場の充実について

5 個別支援調整会議は、具体的な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議すべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(全体会)

第3条 全体会は、委員25人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者運営会議)

第6条 実務者運営会議の委員は、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

(つながり創り連絡会)

第8条 暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第9条 暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会にそれぞれ会長を置き、暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会又はしごと支援連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会の委員の任期、会長の職務及び暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会の会議について準用する。

(個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

(課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員の任期、委員長の職務及び課題別会議の会議について準用する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定(第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。)にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 福祉部障害福祉課
- 2 健康部保健所健康づくり課
- 3 こども育成部こども青少年支援課
- 4 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

別表第2(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会
- 2 横須賀市障害関係施設協議会
- 3 横須賀・三浦作業所連絡会
- 4 横須賀市精神障害者地域生活支援連合会
- 5 横須賀グループホーム連絡会
- 6 障害者施策検討連絡会
- 7 よこすか障害者就業・生活支援センター
- 8 横須賀商工会議所
- 9 横須賀市社会福祉協議会
- 10 横須賀市民生委員児童委員協議会
- 11 横須賀市障害福祉相談員連絡会
- 12 横須賀市療育相談センター
- 13 神奈川県立武山養護学校
- 14 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 15 横須賀市児童相談所

4. 協議会の傍聴に関する要領

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。

- 2 協議会の公開の対象となる会議（以下「会議」という。）は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会及び課題別会議とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

No 横須賀市障害とくらしの支援協議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-8249 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

